

決 算 特 別 委 員 会

日 時 令和3年9月14日(火) 午前10時00分
会 場 議 場

委 員 9名
藤 田 尚 美 君
池 辺 己実夫 君
黒 木 のぶ子 君
石 原 幸 雄 君
柳 井 哲 也 君
守 屋 常 雄 君
山 本 伸 子 君
北 島 登 君
加 川 裕 美 君

説明員	市 長	根 本 洋 治 君
	監 査 委 員	早 川 広 行 君
	副 市 長	滝 本 昌 司 君
	教 育 長	染 谷 郁 夫 君
	市 長 公 室 長	滝 本 仁 君
	経 営 企 画 部 長	吉 田 将 巳 君
	総 務 部 長	植 田 裕 君
	市 民 部 長	小 川 茂 生 君
	保 健 福 祉 部 長	内 藤 雪 枝 君
	環 境 経 済 部 長	山 岡 孝 君
	建 設 部 長	長 谷 川 啓 一 君
	教 育 部 長	吉 田 茂 男 君
	議 会 事 務 局 長	野 口 克 己 君
	会 計 管 理 者	飯 島 希 美 君
	秘 書 課 長	稲 葉 健 一 君
	広 報 政 策 課 長	植 田 英 子 君
	経 営 企 画 部 次 長 兼 政 策 企 画 課 長	柳 田 敏 昭 君
	創 生 プロジェクト推進課長	椎 名 弘 文 君
	財 政 課 長	糸 賀 修 君

総務部次長兼人事課長
総務課長
管財課長
契約検査課長
税務課長
収納課長
市民部次長兼市民活動課長
総合窓口課長
システム管理課長
地域安全課長
防災課長
教育委員会次長兼学校教育課長
教育委員会次長兼生涯学習課長
教育企画課長
指導課長
文化芸術課長
スポーツ推進課長
中央図書館長
保健福祉部次長
社会福祉課長
こども家庭課長補佐
保育課長
高齢福祉課長
健康づくり推進課長
医療年金課長
環境経済部次長兼商工観光課長
環境政策課長
廃棄物対策課長
農業政策課長
建設部次長兼都市計画課長
建設部次長兼下水道課長
空家対策課長
建築住宅課長
道路整備課長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

二野屏 公 司 君
橋 本 円 君
岩 瀬 義 幸 君
門 倉 史 明 君
晝 田 典 義 君
大和田 伸 一 君
栗 山 裕 一 君
川真田 智 子 君
斎 藤 正 浩 君
榎 本 友 好 君
中 澤 久 君
川真田 英 行 君
大 里 明 子 君
吉 田 充 生 君
市 村 毅 君
糸 賀 珠 絵 君
高 橋 頼 輝 君
関 達 彦 君
飯 野 喜 行 君
石 塚 悟 君
長 江 弘 美 君
橋 本 早 苗 君
宮 本 史 朗 君
渡 辺 恭 子 君
石 野 尚 生 君
大 徳 通 夫 君
横 瀬 幸 子 君
木 村 光 裕 君
神 戸 千 夏 君
藤 木 光 二 君
野 島 正 弘 君
柴 田 賢 治 君
高 野 裕 行 君
加 藤 大 典 君
結 速 武 史 君
本 多 聡 君

庶務議事課長

飯田晴男君

書
書
書
記
記
記

宮田修君
椎名紗央里君
田上洋子君

令和2年第3回牛久市議会定例会決算特別委員会審議日程表

付託案件名 認定第1号 令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について		
月 日 等	部 課 等 名	審 議 項 目
9月14日(月) 午前10時～ 議 場	教育委員会 監査委員・事務局	令和2年度牛久市一般会計歳入歳出決算中 ・教育委員会所管の歳入 ・教育委員会所管の歳出 (令和2年度課別事務事業一覧参照)
	保健福祉部 監査委員・事務局	令和2年度牛久市一般会計歳入歳出決算中 ・保健福祉部所管の歳入 ・保健福祉部所管の歳出 (令和2年度課別事務事業一覧参照)

午前10時00開会

○藤田委員長 おはようございます。

石原委員より、遅参の申出がありました。

これより、前回に引き続き決算特別特別委員会を開きます。

認定第1号、令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

まず、教育委員会所管について問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。教育部長。

○吉田教育部長 おはようございます。教育委員会、吉田でございます。

それでは、教育委員会所管の令和2年度決算の概要について御説明申し上げます。

令和2年度一般会計歳出予算における教育費につきましては、総務部所管の職員給与関係経費約4億4,600万円や保健福祉部所管の民間幼稚園等の関係経費3億5,500万円を含め、予算現額54億6,959万2,000円に対しまして、支出済額は45億6,964万8,855円となり、執行率は83.5%となりました。

前年度決算と比較いたしますと、予算現額で26億6,275万5,000円の減額、対前年度比32.7%の減、支出済額で約18億9,597万円の減額、対前年度比29.3%の減となりました。これは、一部令和2年度への繰越分の執行があったものの、ひたち野うしく中学校建設事業の終了により、中学校費の決算額が約20億円的大幅減となったことによるものです。

また、新型コロナウイルス感染症の発症は、令和2年度当初より学校が臨時休業となるなど、教育委員会の事業執行におきましても大きな影響がありました。予算の執行では、新型コロナウイルス感染症対策のための経費の支出が必要となった一方で、牛久シティマラソン大会やうしく・鯉まつり、市民文化祭等が中止、または年度を超えて延期とならざるを得ない状況となりました。

そのような中で、令和2年度教育委員会所管事業の決算の主な事業でございますが、まず、学校教育関係では、施設面での整備として、国のGIGAスクール構想を受けて、小中学生全員への1人1台のタブレット端末の整備を行いました。また、牛久市学校施設長寿命化計画にのっとり、牛久第三中学校の体育館武道場の長寿命化改修を実施しております。

学校運営面では、一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりの基本理念の下、新学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程の実現に向けて、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングに関する保護者や地域の皆様の理解促進を図るため、コミュニティ・スクールの一層の取組の推進を図っております。

なお、おくの義務教育学校の一体型校舍整備に向けた庁内の検討も進められ、令和2年度においては、令和3年度からの設計業務に当たり、その根幹となる基本的考え方の整理を実施したところです。

また、社会教育関係では、昨日、現地視察をいただきました住井すゑ文学館の整備のほか、運動公園体育館の空調設備の改修、さらには本定例会に議案として上程させていただいております中央生涯学習センターの施設改修工事に向けた実施設計を行いました。中央生涯学習センターの

施設改修工事は、今後40年、50年先までの利用を見据えたフルリニューアル工事として、今年度以降順次実施する計画となっております。

以上が、令和2年度決算の概要でございますが、詳細につきましては御質問にお答えする形で所管課長より説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○藤田委員長 それでは、教育委員会所管について質疑のある方は御発言願います。加川委員。

○加川委員 おはようございます。

私からは、2点ほどお聞きします。

学校教育課所管のこちら380ページからの事業になると思いますが、小中学校のICT環境を整備するという点を1番目にお伺いします。リモート授業が開始され、いよいよ本格的導入が開始されたタブレットですが、6歳という低年齢から使用する機器でもあり、液晶の割れ、落下による故障、USBの差込口の破損などの支障が多々起きているようです。本市に導入されたタブレットのメーカーの保証期間、保証範囲、令和2年度の修繕、故障等の相談件数など、概要をお聞きいたします。また、今後に向けて、端末保険、保護フィルム配付など、方向性についてもお伺いいたします。

2点目ですが、こちらはスポーツ推進課の事業についてお伺いいたします。決算書の438ページから440ページが該当すると思われませんが、運動公園のプールの現状と震災時に下りた補助金の運用状況についてです。運動公園のプールは、過般、同僚議員の一般質問でも老朽化等の問題があるとお聞きいたしました。感染症下で近隣のプールが続々と使用中止になる中、水泳授業の実施や屋外のプールならではの安心感から復活を求める市民の声が多くあります。既に補助金は消費されていると考えますが、旧ドーム型プールだけでもプールカバー等の導入で修繕、使用できないか。令和2年度の運動公園プールの状況と今後の見通しについてお伺いします。以上の2点です。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 おはようございます。学校教育課長の川真田です。よろしくお願いたします。

私のほうから、学習用タブレットについての御質問にお答えいたします。

まず、タブレットにつきましては、当然子供たちが使う中で故障も想定しては、これについては1年のメーカー保証は当然製品についているんですが、それに加える形で3年間、1年分はかぶるんですが、有償保証をつけております。これによりまして、落としたり、期間内の故障については担保する形になっております。ただ、やっぱり家庭で大事に使っていただくというのは当然のことですので、故意または重大な過失によるものについては当然保護者に御負担いただくというような形を取っております。また、故障の件数については、ちょっと正確な数字は捉えていないんですが、少し前の段階で60台程度発生しているという報告は聞いております。以上です。

○藤田委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 スポーツ推進課、高橋です。よろしくお願いたします。

私のほうから、運動公園のプールの現状と今後の見通し、それから、東日本大震災被災時の補助の関係、そちらについてお答えしたいと思います。

運動公園のプールにつきましては、さきの一般質問でも答弁させていただいたとおり、50メートルプールの周りのインターロッキングの部分であるとかその他の部分で、やはり安全に安心して使っていただくためには幾分か修繕等が必要な箇所というのがあるというのが現状です。今回コロナの関係ですとか、ドームプールを撤去すると、そういった工事の関係で止めさせていただいていたものなんですけれども、今後当然この近隣でもなかなかプールという施設というのはない状況もありますので、またプールとして再開できるのか、そういったところにつきましては今後も修繕しなければいけない部分の経費であるとか、あとはそれが終わった後の利用の状況がどのくらい見込めるのか、そういったところを含めて慎重に判断していきたいというふうには考えております。

50メートルプールにつきましてドームがなくなったということで、当然そのままにしておくとも毎日のように枯れ葉が落ちたり、虫が入ってしまったりということはあるかと思っております。そういった部分も、近隣には屋外プール幾つかございますので、そういったところの運営状況を調査させていただきまして、何が最善なのか、再開するとなれば、そういったところをきちんと検討した上でやっていきたいというふうには考えております。

2点目の東日本大震災のときの補助の関係なんですけれども、当時、体育館の壁の一部崩落ですとか、あとはプールの内面、壁面等のひび割れなどありまして、国のほうから補助をいただいて実際に修繕をかけたものがございます。そちらにつきましては、実際、処分年限とか、そういったものというのが関わってくるかと思っておりますので、そちらをきちんと調査した上でないと、プールとして利用していくのか、もしくは他の用途に転用するのか、取り壊すのかと、そういった部分に関して判断ができない部分にもなってきますので、そちらをきちんと確認した上で、あとは実際に何が望まれているのか、そういったものも考慮に入れながら検討していきたいなと今のところは考えております。以上です。

○藤田委員長 加川委員。

○加川委員 先ほどのICT機器について追加というか、ちょっと答弁になかったようなんですけれども、今後の方向性ですね。今、メーカーの有償保証、1年間のメーカー保証については伺いましたましたが、やはり6歳からの子供が使うものですので、今後、端末保険、保護フィルム等の手段も考えられるかと思っておりますが、そちらについてはいかがでしょうか。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 再度の御質問にお答えいたします。

有償でつけている保証は3年までという形になりますので、タブレットのリース期間、一応5年まで使うとなると、4年目、5年目については保証は当然切れてくるんですけれども、基本的に個人に御負担いただくか、いただかないかというのは4年目、5年目も同じ考え方で、故意または重大な過失によって破損した場合は当然御負担いただくと。それ以外の場合は、公費負担せざるを得ないかなとは考えております。保険をかけなかったのは、やはり4年目、5年目の保険

というのはかなり高くて、2年間で3万円の保険料がかかるんですね。そうすると、端末の代金が4万5,000円ですから、7,000台に3万円をかけていくと2億1,000万円の保険料を払うよりは、壊れたものを修理、もしくは交換したほうが経費的に安いだろうと、有利だろうという考えです。基本的に、4年目、5年目は同じ考えでいきます。以上です。

失礼しました。保護フィルムについては、今のところ考えておりません。

○藤田委員長 加川委員。

○加川委員 私のほうからのちょっとお聞きの方が悪かったかと思うんですが、保護者のほうから保護フィルムを貼った場合や、自ら端末保険に入りたいという声がある実際のところ、そちらについての市の御見解はいかがですか。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 失礼しました。保護者がまず自分で貼りたいというのに関してなんですが、基本的に公共の持ち物ですので、その辺も破損防止という意味ではいいとは思いますが、ちょっとやっぱりほかのフィルム以外のその他にもいろいろあると思うんですね、アレンジしたいことは。そういうのを認めていきますと、やっぱりルールがごちゃごちゃになってしまいますので、そこはちょっと今のところは考えられないのかなと思います。それと、保証については、基本的に個人で入ることはできないと思います。持ち物が個人の持ち物ではないので、はい。以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしく願いいたします。

私もタブレットに関してまず1つ目、質問したいと思います。令和2年度は、GIGAスクールサポーターの業務委託ということで570万委託料が出ております。これはGIGAスクール構想をするに当たっての想定されるトラブルや利用支援というふうの説明にはあるのですが、具体的にその4か月間ですかね、委託をして、課題として上がったこと、そしてそれに対応したことをまず伺いたいと思います。

それから、タブレットの賃借料なんですけれども、小学校、中学校合わせて以前お伺いしたときは両方で大体約年間1億だろうというお話でしたが、今回のこの認定資料を見ますと、中学校だけで1億かかっています。GIGAスクールになったことでのこの賃借料が年間、小中学校合わせて幾らになるのかということをお伺いしたいと思います。それから、この充電保管庫というのがございますね。小学校、中学校にそれぞれ保管庫、私もちょっと見てきたんですけども、これがどんなふう運用されているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、次は学校給食446ページ、0101の自校式学校給食を運営するというので、これも認定資料のほうに詳細が載っておりました。学校ごとに給食費の調定額とあと食材の支出額のばらつきがあるんですけども、基本的な考え方ですね。この金額の考え方をまず確認したいと思います。そして、非常勤栄養士が7名いらっしゃる。あと、それ以外に栄養教諭という方がいらっしゃると思うのですが、その方たちが各学校に配置されてどのようなお仕事をされているのか、その栄養教諭との違いですね、そこら辺をお伺いしたいと思います。そして、給食の食

材に関しての調達とか、あと価格交渉とか、そういうところもその方たちが担っているのかというところが分かればお願いいたします。

それから、366ページの0104の小学校施設を改修するというところで、施設整備工事、予備費から600万の充用になっております。これが何の整備になったのかをお伺いしたいと思います。以上、3件です。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 山本委員の御質問にお答えいたします。

まず、ICT関係の御質問にお答えいたします。ICTのサポーターについてなんですけれども、こちらについては、昨年導入した直後、12月あたりから年度末いっぱい様々なトラブルがあって、やっぱり職員だけではちょっと厳しいだろうというところがありまして4か月間、これはコロナの交付金が充てられるということで、それも充てて専門家を雇いまして、電話対応とか訪問作業を行いました。一応、仕様書にある内容、これは実際にやっている内容とも一致するんですけれども、といたしますと、事業のための操作の補助、あとはハードウェア、ソフトウェアの操作の指導、あとソフトウェアをインストールする場合の補助、あと事業前の機器のチェックとか、事前準備の補助、それとあと簡易的な運用マニュアルも作成していただいております。あと、コンテンツ活用の支援、あと機器が不具合になった場合のメーカーとのやり取り、それと障害発生時の原因の特定、ネットワーク側にあるとか機械側にあるとか、そういったものの切り分けもしていただいております。あと、それぞれのアカウントの管理、それに伴う作業、あと年次の更新作業、一番最後に年次更新がありましたので、そこもやらせております。そういった形でサポーターのほうはやっていただいております。

あとタブレットについてなんですけど、まず資料のほうには経費として1億ちょっとのリース料が年間で上がっているかと思うんですが、これは今回入れた分という形のちょっと表記になっておりまして分かりづらいんですが、トータルしますと、今年度については3億約60万程度のお金がかかっております。今年度は特にネットワーク構築のほうのお金もかかっておりますので、通常の年のベースにしますと1億8,000万ぐらいのリース料が出ていくという形になります。つまり、8,000万ぐらいはこれまでであった経費、新たにのっかってきたのが1億ぐらいの経費というような形になってまいります。

充電保管庫についてなんですけど、これは当然学校で授業をやるときのタブレットの最終的な保管場所という形で充電器がついておりまして、そこに入れて保管しておくことによって、ただ単に電源を供給するというだけではなくて、35台なり40台が一気に電源を取ると落ちますので、ブレーカーというか、それをうまく回しながら均等化しながら充電するという機能があるということです。ただ、このコロナ禍においてはタブレット持ち帰りしてますので、充電器も外して今は保管庫は教室に置いてあるような状況になっております。

2点目といたしまして、給食についての御質問でございます。まず、食材の学校ごとの支出に当然ながらばらつきがあって、それに関する基本的な考え方というところなんですけれども、牛久市の場合、学校給食は公会計で行っておりまして、これを行う意味としては、やはり各学校ご

とに私会計でやっていたんでは、お金が集められなかったところとかそういうところが給食がちょっと貧相になってしまうとか、そういったところがあり、各学校の集めた給食費の範囲内で食材調達をするという考えではありません。全体で1回集合をかけて、交付税みたいな感じになるんですが、学校ごとにちょっと加重配分をしているというところなんです。

その配分の仕方としては、まず、市内には7校自校で炊飯を行っている学校があります。自校で行っていないところは、市内の御飯をつくる業者から出来上がったものを納品してもらってましたので当然高くつきますので、自校でやっているところは安くつきますので、その分を調整しております。さらに小規模な学校というか具体的にはおくのなんですが、これについてはやはりスケールメリットがなかなか出せないのが苦しい状況になってしまいます。というのは、やはり調味料を買ったりとか、そういった全体で使うものについては、やっぱり大きいロットで買ったほうが当然安くつくので、そこらの調整をするためにそこにもちょっと多めに配分するというような形で配分を行っております。

それと、栄養士についての御質問でございます。栄養士につきましては、県のほうで配置してくれる栄養士が7名おまして、残りの7名については市で会計年度職員の栄養士を充てております。これらの方々については、当然、県で充てている栄養教諭としての、教諭というあれはついていませんので、単なる栄養士として行っているんですが、違いとしては、やはり教諭でないのが、食育などを行うというような場面では、本来は教壇に立って教えるということにはちょっとできないんですが、実質的には先生の補助という形で授業の中にも出て行っていただいてやっていたという場面も見られます。食育の一部も担っていただいております。立場は会計年度職員ではあるんですが、皆さん当然栄養士としての自覚をもって安全な給食の提供のために責任を持って一生懸命取り組んでいただいております。

価格交渉などについては、必要なものについては基本的に事務局のほうで行っております。一番値段が変わるのが野菜だったり肉であったりなんですが、野菜については、市の市場を通して買っておりますので、市場の価格に連動した価格で仕入れております。また、肉については、主に使用するのが学校の場合、豚肉なんですけれども、食肉市場、東京と茨城を見ているということなんです、その相場を取り寄せまして、単価の上限を一定期間ごとに決めていると。その中で業者ごとに納品してもらおうという形を行っております。

次に、366ページの小学校の施設を改修するの流用が612万あるというところなんです、ここにつきましては、ある程度の改修工事は予定しておくんですが、どうしても年度当初に予定しなかった工事も年度途中で入ってくる場合があります。特に昨年多かったのは、エアコンの故障でございます。個々のエアコンの整備工事がこの2,700万の中に3件、1,200万ぐらい入っております。その中でやはり突発的に出てきたもので夏前にどうしても改修しなければ当然いけない形になりますので、そういったものについて予備費を使わせていただいたという状況です。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、ありがとうございました。タブレットに関しましては、実際、小中学

校に配付されたのはたしか11月ぐらい、実際学校に来たのが、牛久の場合早く配置されたと思います。実際にその授業で稼働したのはいつからだったのかというところをお伺いしたいと思います。そして、今おっしゃったように、そのサポーターの受託業務をして、いろいろトラブルを未然に防ぐための取組がされたと思うんですが、その通信量ですね。今回オンラインになったということで学校によっては、昨日おとついのニュースなんかでも通信量が一気に使うとオーバーしてしまって、動画が止まってしまったりということがあるという報道がありましたけれども、その点は牛久市の場合はオンライン授業にも対応できるだけの通信の整備がされているのかというところをお伺いしたいと思います。

あと、これはちょっと指導課の方になってくるかと思いますが、今日の朝刊でもこのタブレットを利用したいじめが起こったということが新聞報道にありました。タブレットの中のチャット機能を使って特定の子供へのいじめがあつて、悲しいことになったということがありましたけれども、このタブレットを使うに当たっての、さっき運用ルールというのはこちらでありましたけれども、実際子供たちが使用する上でのそのルールづくりというんですか、そういうものがどうなっているのかというところをお伺いしたいと思います。

あと、学校給食ですね。今いろいろ様々御答弁いただきました。そうしますと、栄養教諭という方は今いらっしゃらないという理解でいいのか、ちょっと確認したいと思います。

そして、すみません、学校給食の業務委託内容が今回資料として出されていますが、この業務委託の内容ですね。どこからどこまでが委託されているのか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。また、それに伴って業者の選定方法ですね。そして、その委託期間なんですけれども、牛久市の場合、1年か2年の契約になっています。ほかの自治体ちょっといろいろ調べましたら、3年ぐらいのところが多いのかなと。自治体によっては5年契約というところもありました。栄養士の方と、また調理員の方がよく分かった関係で安定的に給食を提供するという意味でも、ある程度の長期間の委託というのがよろしいのではないかという意見がその中にもあるのですが、その点は牛久の場合は1年、もしくは2年と契約がなっている理由、そこら辺をお聞かせくださいたいと思います。また、今回、令和2年度コロナが起こったということで、調理員の方の衛生面、コロナに関しての衛生面、特に気をつけて対応したところがございましたらお伺いしたいと思います。

そして、最後の小学校の施設の改修ですが、予算2,700万に対して今1,200万はエアコンの故障ということでした。そうすると、それ以外には何が充てられたのかというところをお願いいたします。以上です。

○藤田委員長 指導課長。

○市村指導課長 指導課の市村です。よろしくお願いたします。

私のほうでは、今山本委員からお話ありましたタブレットの利用について、いろいろ注意点等ありますので、その指導についてお答えいたします。各学校では、タブレットを導入するに当たって、各学校ごとにルールをつくっております。そのほか、これは学校教育課と協力しまして、家庭に持ち帰りも併せて2月から行っていますので、家庭への持ち帰りのルールづくりも進めて

おります。そのほか、学校のほうでは情報モラルの授業を全校で、小学校、中学校、義務教育学校全校で行っておりまして、講師として警察関係の方や携帯電話会社、あとメディア教育指導員の方、あとストップイットのいじめの報告・連絡アプリがあるんですけども、そちらのサポーターの方を招きまして全校で実施しております。また、県の資料を活用して家庭での話合いも実施しているということで、これはタブレットのみならず携帯電話まで含めてその情報モラルに関する指導をしているところであります。以上でございます。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、タブレットの通信環境の関係なんですが、当然校内についてはネットワーク環境整備ということで決算額の中にも反映されてるんですが、通信量のところも反映はされてるんですが、ちょっと見えてこない部分であるかと思えます。これについては、正直どのぐらいの太さの線がいいのかというのは、探りながら徐々に増やしていつている状況で、一気にどんとやりますと基本料金上がりますので、光回線に変更を行って徐々に増やしているという形でございます。

それと、給食の業者委託についてです。牛久の給食の業者については、指名競争入札で行っておりまして、これまでの牛久での受注実績であるとか、あと県内他市町村の実績をちょっと見ながら新しい業者も加えたりしながら行っております。資料のほうでもたしか提供されているかと思えますが、当然業者の入れ替わりも行われた中でやっていると。期間については、基本は2年としております。これについては、やはり児童生徒数の動き、食数というのが委託料の計算に関係してまいりますので、そこがやはりあんまり先まで行って見越せないところで変わってきてしまうと、委託料を変更契約というところが生じてしまいます。50人ぐらいのロッドで計算を変えるような形にしておりますので、そのぐらいの動きが出ないということで2年ということで。ただ、ひたち野地区についてはちょっと動きが大きくなるだろうということで、ここについては1年で行っております。特にそういった形で行っていて、今までのところ問題は生じておりません。

調理員の衛生面というところでいきますと、当然学校給食の管理の基準がございますので、それはもちろん守っていただくのは当然、皆業者ですので、全部業者のルートのチーフがいて、そこがちゃんと管理してしっかり業務委託の中で守っていただいております。加えて、今回コロナというところもありまして、ワクチンについてはこちらのほうからもお願いして打っていただいております。そういった形で衛生面も気を遣ってやっております。

それと、工事についてなんですが、すみません、先ほど私が申し上げたのが、エアコンが大体1,200万ちょっとということで、1,280万ぐらいエアコンの改修工事でありまして、そのほかにはここではひたち野うしく小学校のプールの改修を行っております。ちょうどコロナ禍で利用できないというところもありますので、この機会にちょっとメンテナンスをやってしまうということで、昨年たしか補正でも取らせていただいたかと思うんですが、ひたち野うしく小学校のプールのろ過機であったり、あとプールの塗装の修繕工事というのが入っております、あと各学校のろ過機についても一応使ってなくても年に1回はメンテナンスしないと使えなくなっ

てしまいますので、そのあたりで大体1,300万、あと消防施設の修繕関係で210万程度が合わさってこの2,700万という金額になっております。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと答弁漏れで、業務委託の内容を伺いたいと思います。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 失礼しました。漏れました。業務委託の内容については、まず食材の調理、あと調理されたものの運搬、あと施設であつたり設備の清掃・点検、あと食器の洗浄、あと食器関係の清掃や消毒・保管、あと給食から出た残渣等の処理、あと食材の入ってきたときの検収ですね。これは基本的に栄養士なり栄養教諭が行うことになっておりますが、その補助と。あと、給食を行った後に食中毒なんかが発生したときのために保存食を取っておきます。その保存食の採取、またそのほか附帯する業務を行ってくださいというような業務内容になっております。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。それで、今その業務委託の内容に残渣処理というのが入っていたと思います。以前はそれを、何ていうんだっけ、ああいうの。そうですね、ゼロエミッションだっけ、それで対応してたと思うんですが、今その給食の残ったものはどういう処理を各学校でされているのかというのを確認したいということと、あと令和2年度も給食がストップしたり、今回も今給食がないわけですけども、その中でコロナに対応して簡易給食というような簡単なパンと牛乳のようなそういう簡易給食というものが令和2年度は行われたのか。もし、行われたのであれば、どれぐらいの期間それがあって、保護者のほうからはどういった御意見があったのかということをお伺いしたいと思います。

それから、プール、小学校施設を改修するということで、今プールの改修というお話がありました。学校のプールということでは、この前この国土強靱化計画の中に学校施設の長寿命化計画というのが載ってまして、それをちょっと見ましたら、ひたち野うしく小のプールは平成31年度に改修という予定になっていて、その後、岡田小のプール改修が令和2年度に上がっていたり、あとは中根小、神谷小が令和4年度、あと牛久二小が令和5年度というふうに各学校のプール改修の計画が載っています。あくまでもこれは計画なのかもしれませんが、今後のこのコロナ禍でプール学習というのが恐らく2年続けてできていないと思うんですね。以前、プール学習というのは年間10時間というのは必ずしも取らなくてもいいものだと、目安だということで、座卓というんですかね、そういう学習でもいいということはお伺いしておりますが、今後このプール改修というのが計画に載っている中でかなりの金額も上がっている。その中で現実的にこのプール学習というのを今後牛久市としてはどう考えていかれるのかということも含めて、すみません、どっちが、お伺いしたいと思います。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、給食の残渣というか残飯については、前はEM器なり、中学校においてはあの機械を使

ってということで堆肥化を行っておりまして、それを授業として行っていたという状況がございます。これにつきましては、やはり学校のほうも総合の学習の時間を使ってやっていたんですが、やはり英語であったり、その他もいろいろあるかと思うんですが、様々な種目のものが入ってきて、やっぱりカリキュラムもきつくなってきたというところもありまして、学校ごとに選択でやる場合はやるし、ほかのものに替える場合は替えましょうという形で変わってきております。今現在それをやっている学校はないんですけれども、給食残渣については基本的には水を完全に切った状態ですと、ごみとして出すという形で今処理をしております。

あと、プールについても、ハード面のちょっと施設整備面のお話を私のほうでさせていただきますと、やはりここ2年間のコロナ禍でプールは行っていない状況なんですけれども、まずプールについては、ひたち野うしく小については、先ほどもお話ししたように設備面、あとプールの水槽についても改修を行いました。ほかの学校も含めた全体的なプールについては、やはり運用面も含め、授業をどうするかという面も含めて教育委員会としては課題として捉えておりますが、今現在、教育委員会内でちょっと検討を行っている状況でございます。

プールについては、やはり中学校についてこれまで使っていた運動公園のプールについても、ドームがなくなったということでちょっと期間がかなり短縮された中でちょっと使用が難しいだろうというところは想定されますので、今プールが完全に使えない状況になっている岡田小学校とあと全ての中学校については、当面はひたち野うしく小学校のプールでかなり時期的には長くなりますが、再開した場合はそこを中心に組み立てるしかないのかなというような考えは持っております。

長寿命化計画の年次については、あくまでも目安でございまして、補助のつき具合であったり、あと財政状況、あとそのほか突発的なもの、修理なんかも結構大きなものも出てきますので、そういった出現によって適宜見直しているような状況ではございますけれども、特にプールの部分については、今ちょっともう一度検討し直していきたいと考えております。

それと、給食で簡易給食なんですけれども、去年3月の半ばから臨時休業がいきなり始まって、明けたのが6月の半ばだったかと思えます。そこからいきなり普通の給食を出すのもちょっと配膳なんかするときの感染の危険があったもんですから、簡易的なものといって丼物であったりとか、本当に食器の数も少なく配膳に関わる人の数も少ないというようなことでできるというような簡易給食を6月の8日から30日までということで17日間行いました。これについては、当然カレーとか、あとは麻婆豆腐、麻婆丼とか中華丼とか、そんな一品のものなんで単価も安くなりますので、給食費についても小学校で180円、中学校で190円ということで、通常のコストよりも下げて月額をいただいたという形で行っております。以上です。

○藤田委員長 答弁漏れですか。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 すみません。それで、保護者の反応なんですけど、特にそれに対する保護者の反応というのうちのほうには特には入ってきておりません。そのとき、当時はもうやむを得ない状況だったというのものもあるかとは思いますが、そういった状況です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 3点ばかり質問します。

まず、370ページ、学校建設費ですけれども、岡田小学校のグラウンドを整備する、向台小学校体育館のトイレを改修する、小学校の空調設備を更新する、施工額がゼロで全額繰越しということのようですが、これは当初予算にはなくて補正で上げられた予算ですけれども、この予算、補助金の事業ですよ。その補助金の内示があったのはいつ頃でしょうか。

それと、次に、これは文化芸術課の所管と思いますが、68ページ、ワイン文化日本遺産協議会負担金返戻金というのが1,660万6,045円、これ、何らかの事業の中止あるいは延期等によるものかなという想像はできるんですが、具体的な内容をお教えてください。

そして、3点目が同じく文化芸術課所管の市内の埋蔵文化財を調査する、これの試掘の件数と、どんな文化財が出てきたのか、あるいは出てこなかったのかも含めてお教えてください。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 学校教育課所管の部分についてお答えいたします。

370ページの3つ上がっている事業についてなんですが、これについては、議員御指摘のように国の令和2年度の補正予算で内示をいただいて執行する事業になりまして、ですので、決算額的には令和2年度はゼロで、3月の議会のときに繰越しをいただいていると思います。繰越し措置して実質的には令和3年度、今工事を行っているものでございます。岡田小グラウンドについても7月5日から始まって9月末の後期で今進めているところでして、あと向台小学校の体育館についてもやはり7月8日からスタートして10月29日と、小学校の空調については何か所かありますのでちょっと詳細は把握しておりませんが、そういった形で内示については昨年度、令和2年度の年度末に来ている形になっております。すみません、正確な日付は今ちょっと持ち合わせておりません。最近では国もこういった形で補正予算で年度末につけてくるという形が多い状況になってまして、我々としてもやはり幾つか設計をしたものを持っておきたいなというちょっと話し合いをしているところです。以上です。

○藤田委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 文化芸術課、糸賀でございます。よろしく申し上げます。

まず、68ページでございますが、ワイン文化日本遺産協議会負担金返戻金ということで、こちらにつきましては、恐れ入りますが、392ページ中ほどから上段にあります文化財を保護継承して活用するの事業の中の18番、負担金・補助・交付金の中の負担金、ワイン文化日本遺産協議会2,567万4,000円、まずこちらを見ていただきたいと思いますけれども、こちらの負担金を一度ワイン文化日本遺産協議会のほうに入れまして市のほうで、協議会のほうで国庫補助を申請し、国の補助金が協議会に入っております。そして、その市で一旦立て替えた形になっておりました金額が戻ってくるというのがこの68ページの返戻金と。協議会から市の会計のほうに戻す金額となっております。よろしく申し上げます。

続きまして、埋蔵文化財についてお答えいたします。埋蔵文化財の試掘関係につきましては、大体年間190件ぐらい申請のほうが上がってくるんですけれども、開発に伴いまして試掘確認調査のほうは14件、工事立合いが7件、この工事立合いというのは電柱などが多いそうです。

それから、現地踏査、これは道路用地なんかが多いんですけども、事前に現場の確認をしてみるといったものが2件行われました。この確認の中では、特に土器などそういった重要なものの発掘については報告を受けておりません。そういった重要なものが発掘された場合には、県を通じまして国のほうに報告するということになっております。以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 学校建設費の件ですけども、私のあれで、秋の臨時国会で補正ついたんかなど、そういうケースが私らの県では多かったもんですから、ちょっと取りかかりが遅いのではないかと思います、ただし年度末の国会での補正ということであれば、ちょうど次の学校の運営になるだけ支障を及ぼさない夏休み期間の工事ということを考えると、これが妥当かなというふうに思います。

それから、次にワイン文化日本遺産協議会の負担金返戻金ですが、これは前年度分が返ってくるのか、当年度で戻ってくるというそういう形なんですか。そうすると、前払いしないといけないような状況なのかどうなのか、ちょっとそこら辺がもうちょっと詳しく教えていただければ分かりやすいんですが、単年度内に全部締めくくりができるんならわざわざ余計払う必要もないのではないかと、一時立替えみたいな形で払う必要もないのではないかなと思います。

それと、埋蔵文化財についてですけども、牛久市内にはその埋蔵文化財の指定の地域はどのくらいの数あるんでしょうか。そしてあと、もし発掘された場合の、今回はなかったということですが、過去にもあったと思うんですが、その文化財の保存、あるいは遺跡等あれば保存しないの問題もありますけれども、先ほどおっしゃいました土器だとか、あるいは石器、矢じりだとか、そういったものが発見された場合、どういうふうにごどこで保存しているのか。それと、もう一つは文化財の評価・鑑定、そういうのはどこかに依頼しているのかどうか、お聞きします。

○藤田委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 まず、ワイン文化日本遺産協議会につきましては、これは当年度の分となっております。当年度、まず最初に御説明させていただきたいのが、牛久市と甲州市で両方でこの事業を、日本遺産に係る事業のほうを行うということになっておりますので、その牛久市の分の立替分ということでなっております。

続きまして、埋蔵文化財の保存、すみません、先ほどの答弁の訂正をさせていただきたいんですが、190件ではなくて、北島委員がおっしゃった遺跡として190か所あるということです。すみません、申請件数ではございませんでした。失礼いたしました。遺跡としては大体市内で190か所プラスアルファぐらいありますよと、大小合わせましてということです。

出てきたものの保存につきましては、まず県のほうにこういったものが出てきましたということで全部報告いたしまして、戻ってきたものにつきましては、収蔵庫というのがございますので、埋蔵文化財収蔵庫のほうで保管しているということでございます。今現在は旧第2つつじが丘区民会館のほうを市でもらい受けまして、そちらを埋蔵文化財の収蔵庫とさせていただいております。

また、評価・鑑定につきましては、毎年報告書を作成させていただいております、その中で

こういったものが出てきましたということで報告書を作成する形でやらせていただいております。その報告書の中で、齊藤弘道先生という方が文化財保護審議会の副会長をしていただいている方なのですが、そういった専門の方に御指導を仰ぎながら報告書を作成しているという形でやらせていただいております。以上です。

○藤田委員長　ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○藤田委員長　休憩前に引き続き、決算特別委員会を開きます。

審議を継続いたします。

質疑のある方は御発言願います。守屋委員。

○守屋委員　どうもいつも大変お世話になっています。教育委員会に2問質問させていただきませう。

最初の1問目なんですけれども、これは北島委員とちよつとかぶってしまうんですけれども、ワイン文化協議会ございますね。これの令和2年度を取組の内容と観光ガイドの活用の成果を教えてくださいなと思いますので、よろしく願いいたします。いや、2問です、これが1問目ですから。2問一遍に言うてしまうの、全然違う内容でも。（「はい」の声あり）ああ、そうでしたっけ、失礼しました。

それと、次の質問なんですけれども、小学生の通学用のヘルメットの支給、これはもうやり出して何年かたつと思うんですけれども、今後ともに行っていくものと思いますけれども、これは私の考え方なんですけれども、やはり無料ではなくて、いずれは一部有料化も考える必要が出てくるのではないかなと思います。その理由として、私も小学生の帰宅中の見守り、これは私も前は大分一生懸命やっていたんですけれども、今年からはたまにやるようにしているんですけれども、そのときすごく感じるのが、特に小学校の2年生から4年生ぐらいの間なんですけれども、一部の生徒がヘルメットを非常にぞんざいに扱っているんですね。ヘルメットではなくて、サッカーのボールみたいな形でみんなで蹴り合ったり、そういうことが度々あるんですよ。それで、みんなですういふことがあると非常に注意するんですけれども、やはり無料化していると問題あるのかなと。だから、私としては何でも与えるものではなくて、厳しい指導も必要ですし、それとあとやはりコスト意識も持っていないといけないのではないかなと思いますので、有料化にしたらどうかと、一部ですな。そういうふうにお考えおるんですけれども、それのお答えもお願いいたします。以上ですな。

○藤田委員長　文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長　文化芸術課です。よろしく願いいたします。

令和2年度のワイン文化日本遺産協議会の取組ということで御説明をさせていただきます。取組の内容につきましては、国の補助金をいただきまして取り組んでいる内容が中で2つに分かれておりますので、それぞれについて御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、1つ目が、地域文化財総合活用推進事業でございます。こちらでは3つの取組をいたしました。1つ目は観光ツアーのガイド育成事業でございます。2つ目が新商品開発のワークショップ、これはレシピ開発でございます。甲州と牛久市の高校生が中心となりまして、具体的に申し上げますと、ワインを使ったスイーツ、お菓子のレシピを開発させていただくような形になりました。3つ目でございますが、観光客の志向性の調査を行いました。こちらはコロナ禍でしたので、サンプル調査という形で甲州市と牛久市でやらせていただきました。

続きまして、大きい2つ目の、先ほど申し上げましたのは地域文化財総合活用推進事業でございます。今度申し上げますのは観光拠点整備事業、この中で4つないし5つの事業を展開させていただきました。まず、大きいところで申し上げますと、ビジターセンターの設置でございます。こちらは甲州市は宮光園、牛久市におきましては牛久シャトーの敷地内にビジターセンターを設置させていただきまして、今も旧、あれは醸造室のほうになるんですけども、そこに甲州市と牛久市の日本ワインをつくった民間人の功績につきまして映像をずっと流させていただきまして、誰でも入れるようなビジターセンターとなっております。2つ目につきましては、日本遺産の専用ウェブサイト、ホームページのほうを開発させていただきました。3つ目は、構成している文化財のそれぞれの現地開設案内板を設置しております。こちら、宮光園と牛久シャトー両方にやはり設置させていただいております。4つ目につきましては、まずパンフレットの作成でございます。こちらは英語、中国語、日本語の3種類のパンフレットを作らせていただいたのと、あと5つ目につきましては、漫画教材を作成させていただきまして、こちらは5,000部作らせていただきまして、市内の小中学校に配布をさせていただいたところでございます。

2つ目の質問であります観光ガイドの育成の成果ということでございますが、まず今回の観光ガイド育成を受けていただいたのが、甲州市につきましてはワイナリーのオーナーの方ですとか、牛久市につきましてはシャトーの職員を中心に、コロナ禍ということもございましたので、一般の方ではなくてそういう専門に携わる方に受けていただきまして、まず両方の地で日本ワイン発祥の地としての2つの甲州と牛久とのストーリーを完全に会得していただいて、それを来庁していただく方、来ていただく方に正しく伝えていただく。それがやはり一番重要ではないかと思っております。それを会得していただいたのと、そういった知識を得ていただくことによって、例えばガイドの方が今非公開部分になっております部分をお金を取って公開して、そういったガイドの資格を持っている方が説明をするということで観光に付加価値をつけまして、来ていただく方からお金を徴収することができるという効果もあるかと思われまので、そちらも狙ったような形となっております。以上です。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 守屋委員のヘルメットに関する御質問にお答えいたします。

通学用のヘルメットに関しましては、一番最初が平成30年度に小学生全員に配りまして、その後につきましては新入学生ということで1年生に配ってきております。令和2年度ですのでこの決算で3回目になりまして、来年が4回目という形になっております。SGマークの関係もあ

りまして、SGマークが3年で一応有効期限があるというところもありまして、それが切れる4年目に向けては1年生、4年生、5年生、6年生という形での配付ということで、対象が若干増える形になっております。市内においても、これまで把握している範囲ですが、4件ほどヘルメットで多分軽減されたんではないかというような事故がありまして、1件は本当にドクターヘリレベルの事故も発生しております。それは脳振盪で済んだというような事故もありまして、保護者の方からは本当にそのときには感謝のお電話をいただいております。県の学校保健会のほうも今年の7月に文書を出しております、事故被害軽減のために徒歩通学児童のヘルメット着用を促進することといった文書を出しております。

一方で、やはり個人個人によってどうしてもちょっとつけられないというような事情もある方もいます。また、夏場の熱中症の心配をする保護者の方であったり、お子さんによっては頸椎への負担がちょっとかかるとよくなかったり、あと目の疾患があったりというような場合にはそれは強制しないので、学校にちょっと言っていただければ黄色い帽子での登校も可能ですよということは学校のほうから周知はしております。そういった形で例外はあるものの、基本的に市としてはやはり安全のために行っている施策ですので、今後も基本的には続けていく形になってくるかと思えます。

今御指摘のような、やっぱり子供たちによってはちょっと雑な扱いをして、蹴飛ばしたりなんかしているというお話も聞きまして、そういったものについてもやっぱり学校のほうからちょっと趣旨をお話ししながら丁寧に扱っていただくというような形でしていくしかないのかなというふうには考えております。当面はやはり子供たちの安全のために配付しているというところでありますので、これまでの形を続けていきたいという形で考えております。以上です。

○藤田委員長 守屋委員。

○守屋委員 まず、ワイン文化の件なんですけれども、レシピありますよね。これ、どういう形でみんなが分かるような形で出していますかね。そこをちょっと聞きたいんですけれども。

あともう一つ、ヘルメットの件なんですけれども、これは別に嫌味で言うわけではなくて、本当の話なんだけれども、もうやるということになったんだから、きちっとやってもらいたいと思うんですけれどもね。それはそれでいいんですが、やはり今見守りを見ていると、今年からですかね、先生が全然連れてこなくて、前は1キロメートルぐらい、500メートルぐらいかな、先生が連れてきて、そこで我々とタッチということでそれでなっていたんですけれども、今生徒たちがいきなり学校から出てくるわけですよ。それで、一斉登校ありますよね、帰りもですね。その一斉のときは非常にみんないい子にして帰るんですけれども、学年ごとで帰ってくると、やはりそうではなくて一部ちょっと問題だなという子がいるわけですね。だから、やっぱり先生ももうちょっときめ細かく、別に怒るとかそういうことではなくて、やっぱりもうちょっと指導してもらいたいなど。それを再三こう言っているんだけどなかなか直らないんで、そんなところを注意してもらえばいいかなと思いますけれども、そういうことですね。この2点だけちょっとすみません、お願いします。

○藤田委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 再度の御質問にお答えしたいと思います。

まず、レシピでございますが、先ほど申し上げました日本遺産に特化したウェブサイトのほうで公開させていただいております、私もいろいろやってみたんですが、正式名称は「日本遺産 日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」と大変長うございますので、日本遺産ワインと入れて検索しましたら、このウェブサイトが出てまいりました。この中で具体的に申し上げますと、赤ワインパウンドケーキ、牛久高校レシピというような形で載せさせていただいておりますので、ぜひ御覧いただきまして皆様にお披露目くださいますようお願い申し上げます。また、文化芸術課といたしましても、ここに載っていることをもう少ししっかりとPRしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○藤田委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 教育企画課、吉田です。よろしくお願いします。

私のほうからヘルメットの件に関連して、学校の先生方が下校のときついてこないという、学校の外に出ないということについての御質問ですが、国の中央教育審議会ですか、中教審の答申では、登下校の見守りについては、学校の先生方の要するにお仕事の範囲ではないという答申が出ております。それを踏まえて牛久市では、働き方改革を進める一環で、登下校の見守りはなるべく地域の方々にお任せしたいという方針でおりますので、現状まだ登下校の見守り、先生方が学校の校門の外に出ている学校もありますが、将来的には学校の先生方はかかわらずに、地域の方、警察はじめその他機関の方々で連携した上で見守っていくという方向で考えておりますので、先生が校門の外に出てこなくなったというのは、働き方改革の一環として牛久市ではそういった方向で進めておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○藤田委員長 守屋委員。

○守屋委員 いや、それはもう十分によく分かるんですね。ただ、やっぱりそこまで言われるとちょっと言わなければいけないんだけど、やっぱりそういう試用期間というのが何日間かあったり、それからあと、やっぱりせっかくみんな毎日汗流して子供たちのためにやってくれている人が何十人というわけですよ。その人たち全然知らないでいきなりそういう形になってしまっているんですよ、実際、具体的に言えばね。やっぱりそういうのでどうということなんだろうという話がありました。これはほかの地域は聞いてみないと分からないんで言っていないけれどもね。そんなことがありました。

だから、やるのはいいんですよ、学校の先生がたしかに大変なのはみんな十分に分かっていますから、それはそれでいいんです。やるのはいいんだけど、それをやっぱりちゃんときちっと周知して、それでやるべきではないかなと思うわけです。だから、そういうのが結局ヘルメットの問題になってしまったり、いろいろ出てくるんです、発生的にね。だから、そこをやっぱりある程度もう何か月間かたっていますから、今それでそのまま来ているからいいんだろうけれども、やはりコロナが収まったらそういう人たちを呼んで、慰労するとかそういうことではなくて、きちっと働き方改革で教師が月に何時間残業していますとか、そういうのをやっぱりきちっと話をしてそれで納得していただくのが一番いいのではないかなと、そういうふうに思いますんで、

年寄りのたわ言でございますけれどもひとつよろしくお願いたします。

○藤田委員長 教育長。

○染谷教育長 本当に議員がおっしゃるように、今まで地域の見守りって学校が主導して、学校の先生と保護者と地域でやろうと3者で守っていたんですね。結局は働き方改革で先生方なるべく勤務時間を減らさないということになっても、学校としては、俺たち身を引くから地域と保護者でやってくださいとはやっぱり学校も言いにくくて出ているという状況もあって、この調整役を今までは学校がやっていたんですが、これからは教育委員会がやらないと、なかなか広く市民に広報をすとか、それからそういうふうには先生方が何で忙しいか分からないとかという状況があるので、丁寧に教育委員会が地域の方々に発信したり、その登下校の調整をしたりはやっていかなくては行けないかなというのが今回の答弁の中にもあったことなものですから、そういったことをやる一つがコミュニティ・スクールとあって、そのPTAとか地域の人が入ったところでよく話して、そして、そういう人たちも一緒に地域に発信しながら、より見守りの方々もたくさん集めて強化していくというようなことを進めていければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。柳井委員。

○柳井委員 オンライン教育についてちょっとお聞きしたいと思います。牛久市の教育と云ったら、染谷教育長さんが進めている学びやへの教育ってということでずっとやってきて、成果も上げて、県内はもちろんいろんなところから注目されて視察も来るといった状況があったんですけども、ここで感染症が出たということで急にオンライン教育を取るような状況になっているわけなんですけれども、私はこのICT教育というんですか、隣国なんかと比べて日本は遅れていたんで、ちょうどこれチャンスかななんていう思いも半分はあります。あるんですけども、これで日本の場合はコロナ対策として、感染症対策としてこういうオンライン教育というのを採用してきたんですが、これでコロナが、ウイズコロナが続くとは思いますが、終息してしまった場合、そのオンライン教育はどんなふうになるのかが1つの質問であります。

2つ目は、オンライン教育をやって、その長所と短所があるかと思うんですが、成果を見るとき何かで、これはちょっとやりづらいとか何か、そういうものがもしあったとしたら、それについてもお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○藤田委員長 指導課長。

○市村指導課長 それでは、今の柳井委員の御質問、オンライン学習が今コロナ禍で盛んに行われているんですが、終息したらどうなるのかというようなお話なんですけれども、今回のコロナ禍においてオンライン学習が一気に進んで、今まで11月から導入はされていましたが、特に同時双方向のビデオ通話を利用したような学習はあまり行われていないような現状があったんですけども、一気に進みました。牛久市が進めているその学びあい、協働的な学びに関しては、そのオンライン学習と相反するものではなくて、これまでの協働的な学びをさらにタブレット端末とかオンライン学習がさらによりよい効果をもたらすというか、プラスになるのではないかなと考えています。

タブレット端末は学びの道具ですので、ちょうど鉛筆とか消しゴムとかノートとかそういったものと同じような役目を果たすと考えていますので、今まで例えば海外の学校と子供たちが交流するにはなかなか難しかった。インターネットの画面でメールを通してしか交流できなかったものが、タブレットのビデオ通話「T e a m s」というソフトを使っているんですけども、それを例えば使うことによって、もうリアルタイムで海外の例えば子供たちと交流ができるというようなことで、さらに協働的な学びが深まっていくのではないかなと考えますので、終息してからも、コロナが終わったら使わないというのではなくて、今後もよりよい協働的な学びを支えるツールとして活用を進めていければと考えています。以上です。

○藤田委員長 柳井委員。

○柳井委員 それでは、確認なんですけど、コロナ感染症対策として取り入れたというよりも、もともとそういう素地があって、そういうやり方を取っていかうと考えていましたということなんです。よろしくをお願いします。

○藤田委員長 指導課長。

○市村指導課長 柳井委員のおっしゃるとおりで、もともと国が進めるG I G Aスクール構想というものが、コロナのこの状況が始まる前から実は始まっておりまして、それが今回のコロナで前倒しされて、1人1台端末が昨年11月から全ての子供たちに入ったと。これは牛久市だけではなくて全国的にそうなんですけれども、これはあくまでもコロナがあったから、そのためのツールということではございません。以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 決算書ページ356、0114の教育センターきぼうの広場を運営するというところで、認定資料の77ページですね。これの認定のほうの77ページを見ますと、不登校が1,719人と大変多い人数なんです。多分これは延べ数であろうというふうに勝手に解釈しているわけなんですけど、そういう中におきまして、きぼうの広場の成果といたしまして、不登校児童生徒66人に対して55%の改善ということで不登校を解消されたということで、36人の人たちが現在通常の学校に行っているというような状況、このことに関しまして、どのような指導、そしていろいろな角度から御苦労なさったんだろうと思いますけど、どのような形で指導した結果、不登校から通常の登校ができるような状況になったのか、その辺につきましてお伺いしたいと思います。

もう一つは、同じページ数の356ページ、おくの義務教育学校で特色ある教育活動を推進するというんですけども、やはり今周りの市町村におきましては統廃合というのが本当に進んでいて、あちこちの議員たちから情報が入りまして、大変子供たちの学びが統廃合したところに近いところならいいんですけど、やはりスクールバス等を使わなければならないような状況ができているということで、牛久の特認校というのがかなり羨ましく思うというような近隣の同僚の方たちの意見なんですけれども、この特色ある教育ということで、いつも皆さん一般質問等で答弁なさっているということで、英検の検定人数が多いとか、あとはリトアニアとのオンラインでの交流があるとか、まず最初にコミュニティ・スクールが実施されたというふうに思うんですけれど

ども、その特色あるというのはやはりそれだけでいいのかというふうな。

やっぱりせっかく特認校ということで、全国で何校だったかな、ちょっと今数字等頭に入っていないんですが、選ばれた中でやはりそれぞれそこ独自の教育理念、要するに独自のコンセプトの中で教育しているということなんですけれども、これから今の継続的な特色あるというふうなもので、令和2年度はそのようなことで、これから先も継続という形になっていくのか。一般の小中学校の教育と比較した特色ある教育ということでのもうちょっと階段を上った形での特色ある教育というふうになかないかなという、現場のことあんまり分からないんで、あんまりその辺はどのようなという提案はできないんですけれども、例えばこれからの世の中になっていくと、であるならばAIに勝る教育というのは、想像力については絶対AIに負けないというようなその人間独特の教育ではないかと思しますので、その辺も含めた形で何か今後の特色ある教育ということが、今までの何年間の特認校を踏まえてのことなんですけれども、その辺について何かあればお答え願えればと思います。

もう一つは、予算書の402ページの児童クラブを運営するですね。この件に関しましては、なかなか児童クラブの指導員が集まらないということで、派遣会社をお願いしたということなんです。年齢制限というのは、児童クラブにおきまして、指導員というのは年齢がしっかりと国のほうから定められているのかどうかということ、その1点について、児童クラブについて伺いたいです。以上、3点です。

○藤田委員長 指導課長。

○市村指導課長 ただいま黒木委員から不登校解消について御質問いただいたので、そちらについてお答えします。

きぼうの広場で、そちらの資料にもありますとおり、昨年度66名の不登校の児童生徒のうち36名が解消・改善したと、55%という成果があったわけなんですけれども、これについては、きぼうの広場においては、教育相談、不登校の子たち、不適応の子たちに対する教育相談の活動と、もう一つ適用指導教室、不登校の子に小さいグループでの活動とか学習支援で学校復帰を目指すという活動をしている、この2つの活動が大きくプラスになったのかなと思います。

特に適応指導教室のほうでは、広場のほうに来た子供たちとグループでの活動ということでちょっとしたスポーツであるとかゲームとか、そういったもので人と関わる力とか、あと自分を表現する力とか、そういうのを少しずつ育てていって、子供たちが人と関わるのが楽しいというような経験をすることで自信をつけて、学校へ行ってみたいけれども行けない。でも、そのエネルギーがないので、そういった適応指導教室の中で子供たちが少しずつエネルギーをためていく。それを適応指導教室の職員と一緒に学校行こうかということで、子供たちと一緒に学校に行く。そういった活動を年間かなりの数行いまして、子供たちの少しずつ背中を押していく、あとは内から子供たちを変えていくと。それがこの不登校解消の成果に結びついたのかなということで、私も大変うれしく思っています。今後も継続して取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○藤田委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 まず、おくのの義務教育学校についてですが、黒木委員御指摘のとおり、英語学習とかそういったもののほかに特色としては、奥野という地域ならではの歴史や伝統に関わる学習を進めるということで、古民家を活用した地域問題解決学習ということで、様々なそういった古民家の活用をどうしたらいいかということを通して、環境問題、それから奥野の地域の特性でもあります少子高齢化問題、そういったものに関して学びを深めることによって問題の解決能力を深めていく。それは、先ほど委員がおっしゃったような想像力の育成にもつながるものだと考えております。

それから、今盛んに叫ばれているSDGsですか、持続可能な環境問題ですか、そういったものについての学習も進めておりまして、またこれは特認校ではなくて、義務教育学校として9年間の学びというのが1年から9年生までの特色がありますので、小さい年次の子供たちに対しても、要するに教科専科の先生方の指導を仰げるということも、これは義務教育学校ですけれども、の特色ではあるかなとは考えております。

それから、児童クラブについて、派遣の方の年齢制限ですか、支援員、こちらについては特に制限はありませんが、そういった児童クラブのほうの派遣については内容をよく把握していただいて、紹介していただく派遣会社のほうには適切な人材を派遣していただくようお願いしているということと、児童クラブ、市のほうで任用する場合にはきちんと面談を行って、年齢制限はございませんけれども、適正な方を児童クラブのほうに支援員として働いていただくという形を取っております。以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 児童クラブのほうの年齢制限で、わざわざ派遣会社から採用して余分なお金を払う必要がなく、市民のほうから、児童クラブでちょっと子供たちとの関わりを持ちたいんだけど、すぐに年齢を聞かれて、年齢でもう駄目ですなみたいなことを言われると。やはり時間のあたるその人の健康状態とか、面接した状況で採用するしないというのは担当課が担当するわけですが、もうちょっとその辺の融通性というか、柔軟な対応をしてもいいんじゃないかと考えるんですね。皆さん結構、今人生100年時代ということで元気な人たちがいっぱいいますし、何か社会との関わりを持ちたいということもあります。そしてまた、関わりを持たせることにおいて、その人たちの生きがいができる健康増進にもなるという、全て関連ということになりますから、だからその辺の考えをあれになりますけれども、柔軟に考えていってはどうかというふうに思います。その辺の方向性を伺いたいと思います。

それと、おくの、いろいろなこと確かにやっています。アサザ基金の飯島さんの古民家ということでそういうことをやっている、例えば文科相から指定されているこま数以外でどのような放課後やっているのか。そういったもの、どういう形でそこに参加しているのか、その辺。おっしゃるとおり、教育企画課長がおっしゃるように、やはりいろんなものとしてその創造性というのは生まれてくるというのはおっしゃるとおりなんですけれども、やはりいろんな授業に対しての関わり方と指導の方向性で、やはり子供たちの発想力だとか想像力というのは決して育成されるというふうには思わないので、その辺の関わりはどのようにしているのかということも分かれば

聞きたいと思います。

もう一つのきぼうの広場、今後、前にも伺っておりますけれども、きぼうの広場の対象の児童生徒の人数が増加傾向にあると言われてはいるわけですが、先ほど御答弁いただいたように、本当に寄り添った形で不登校の子供たちとか、適応障害の子供たちに今関わっておりますと、それだけのここに掲げられているような人件費、要するにものでも大丈夫なのかなというふうにも思うところがあるんですが、現在、今関わっているきぼうの広場の先生、関わっている会計年度の人数もありますけれども、できれば全然答弁書というか提出していないんで、人数等の把握ができていなければ教えていただければと思います。以上です。

○藤田委員長 教育長。

○染谷教育長 すみません、おくの義務教育学校だけ私のほうから答えさせていただきます。

柳井委員の質問にもありましたけれども、学び合ってもともとやっていました。これは、優しさを育てることと学力向上とやっていたんですが、今までは教室でやっていた学び合いを地域にも広げて、世界にも広めて学び合おうということでインターネットの学習が、オンライン学習が広がっているなどと思っています。大本は、SDGsとありましたけれども、昔の勉強って、教科書を一生懸命覚えるとか、問題が上手に解けるとかというレベルの勉強というのがありました。でも、おのがやっているSDGsというのは、海をどうやって守ろうとか、水をどうやってきれいにしようとかという問題なので、答えは未来にあって、そこに答えがないものを学んでいるというのがその学びです。この学びは答えがないので、みんなで話し合いながら最適な答えを見つけていこう、みんなが納得する答えを見つけていこうという活動がこっちです。

そうすると、今までの勉強とこっちの勉強はかなり違う勉強になってくるなどと思います。今までの勉強は、知識をとってもよく獲得するとかという勉強でしたけれども、こっちの勉強は答えのないものをみんなで語り合って学び合いながらつくり出していくという勉強なので、ここで育つものは何かというと、創造性とか探求性とか協働性というものがこっちのおくの取組では育ちます。こういうことを育てていったことのほうが、これから先10年後、20年後の子供を考えたときに、こっちの学びよりもこっちの学びのほうが将来、世界にも通用する学びになるのではないかなというキーワードの一つがSDGsという答えのないものを見つけていくという活動の中で、創造性、探求性、協働性みたいなものが大事になってくるのかなという教育をおくのでやってもらえればなどと思って進めている状況です。以上です。

○藤田委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 児童クラブのほうの御質問ですが、あくまでも派遣で採用はしておりますが、それは市のほうで募集して足りない部分について派遣をお願いしているということになりますので、あくまでも優先されるのは市のほうで募集をして、多くは市民の方が非常に多いですけれども、市内の方で児童クラブで働きたいという方について積極的に採用していくと。残念ながら、それが足りていないので派遣のほうをお願いしているという形です。ですので、御希望があれば、先ほど申し上げたように面接をさせていただいて適切な方を採用させていただくと。ぜひ市内で集めたいと思っていますので、よろしく願いいたします。以上です。

○藤田委員長 指導課長。

○市村指導課長 きぼうの広場の関わっている人、職員も含めて運営体制なんですけど、昨年度は常勤の職員1名、非常勤12名、全13名で運営してきたわけなんですけれども、今年度、常勤の職員が1名お休みに入っていて、あと非常勤の職員もほかの施設と掛け持ちをしているとか、という職員もおりますので、現在の状況としては十分な状況ではございません。ですので、募集をしているところなんですけど、一刻も早く最低でも昨年度の体制までまずは戻して、少しでも充実した対応ができるように、運営ができるようにしてまいりたいと思います。以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 児童クラブは、おっしゃるとおり、人数が少ない欠損している部分について補充しているということなんですけど、先ほど、私が言いたいのは、要するに年齢制限というのものをどうするかですよ。元気だったらもう100歳でも採用して、それはそれなりにその人の、何ていうんですかね、元気で子供たちをちゃんと面倒見れるという状況下にあるならば採用するというような考えがあるかないかということの確認です。お答えください。

○藤田委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 年齢については、先ほど申し上げたように面接をさせていただきますので、基本的にある程度の年齢の方でもお元気で十分体力がもつ方であれば採用したいと思います。以上です。

○藤田委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時56分休憩

午後 1時15分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き、決算特別委員会を開きます。

審議を継続いたします。

質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 引き続き、よろしくお願いいたします。

まず、先ほどからも出ておりました文化芸術課です。文化財を保護継承して活用する390ページの事業になります。この認定資料のほうから、認定資料86ページ、負担金として牛久シャトー事務所負担金というのがございます。これの明細、賃料とかもろもろだと思うのですが、その内訳をお伺いしたいと思います。そして、この賃貸契約を結んでいるのかと思うのですが、契約の期間についてお伺いいたします。また、その事務所のほうに職員の方がいらっしゃると思うんですが、今何名体制でやっていらっしゃるのかということをお伺いいたします。

また、先ほど同僚議員からも出ていたそのワイン文化日本協議会の負担金を使って様々事業が行われたことを伺いました。その中でも、日本遺産ガイド育成講座というのは、牛久シャトーの職員の方中心というお話でした。有料化も見据えてというお話もそこで出てきたようでしたけれども、この観光ガイドに関して、例えば市民の方、歴史リレー講座などでとても関心のある方、知識を深めている方も大勢いらっしゃると思います。そういう市民との連携という意味での活用

というのを今後は考えていらっしゃるのか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

あと、先ほど高校生、若い子たちに日本ワイン関連新商品開発ワークショップというので、レシピを公開しているというお話でしたけれども、この名前を見ると商品開発と書いてあるので、レシピ止まりなのか、新しい商品開発ということであそこで販売していくようなものまで高めていくような、そういうことまでの考えがあるのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、この認定資料を見ると、この記念切手というのがございますね。これはその日本協会の負担金で作成されたのかどうか、作成されたなら何部、幾らぐらい使われたのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、次は放課後カップ塾について、406ページ、0131の放課後カップ塾を運営するというので、これも認定資料を見せていただきましたら、放課後カップ塾は令和2年度は11月しか1か月しか行われなかったということであってちょっと寂しい結果にはなりました。一方、土曜カップ塾は9月から11月まで行われたということであって、ここら辺の違い、何か違った経緯があったのかというところをお伺いしたいと思います。また、11月しかやっていなかったということもあって、出席率がかなり下がっているような印象を受けました。その辺、どのように受け止めていらっしゃるのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、ページ数で358ページの小学校の図書室を運営するんですね。372ページの中学校にも関わってくるところなんですけど、図書室、令和2年度コロナということであって、どういった図書室の使われ方がされたのかというところですね。中央図書館では滅菌器を入れたりして、あとは返却のときは3日間別の部屋で置いて感染対策もされているようでした。小中学生に置かれますと、その辺はどのような対策が取られたのかということをお伺いしたいと思います。まずはその3点でお願いいたします。

○藤田委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 文化芸術課、糸賀です。よろしくお申し上げます。

まず初めに、牛久シャトー事務所経費負担金でございますが、内容の内訳といたしましては、電気料、水道代、夜間警備費、それからコピー料金、電話機のリース料、清掃関係、それから職員の止める駐車場、こういったものにつきまして案分、2分の1なんですけれども、それでやらせていただいて、そうしますと、大体1か月29万円ぐらいで見積もらせていただきまして、決算といたしましては、割り返しますと28万と少しという形となっております。契約期間でございますが、1年ごとになっておりまして、人数につきましては5人。1年ごとではございますが、契約については自動更新のような形で毎年引き継がれる形となっております。

ガイド育成につきましてお答えいたします。市民の方とのガイド、ガイド育成講座を受けていただいたのは、今回コロナ禍ということもございまして、シャトーの職員の方に受けていただいたんですが、市民の方に受けていただいて活用というのは今のところはまだ考えてはおりません。ただ、本日そのようなまた御提案いただきましたので、それをテーブルにのせながら引き続き考えていきたいと思っております。

続きまして、先ほどお示しいたしました牛久高校の生徒と、それから塩山高校というところな

んですけれども、甲州市の、両方で開発していただきましたワインを使ったスイーツのレシピでございまして、こちらは商品開発を考えております。それで、今のところは開発していただける会社を探し、それをシャトーの売店ですとか、できましたら牛久市内とか甲州市内の洋菓子店とかで売っていただける形に持っていきたいと考えております。

続きまして、記念切手でございまして、こちら日本郵便株式会社のほうで500シート、ワイン文化日本遺産協議会のほうで500シート、それぞれ作成させていただきました。1シートの金額は920円、84円切手が5枚という形で記念のシートとなっております。シャトーで売ったほうにはピンバッジ付セットというのがありまして、200部限定で1,300円で売らせていただきました。こちらにつきましては、先ほど申し上げました日本遺産を使った甲州市と牛久市の両方での事業ではなくて、どちらかといいますと、同じその日本遺産事業の中では、ワイン文化日本遺産協議会の事務局負担金という予算もその中にありまして、その中で例えば横断幕とか懸垂幕とか、この記念と切手とかピンバッジとかポロシャツとか、そういうのを牛久市独自で展開する分の予算なんですけれども、その中でやらせていただきまして、それは決算書のほうに載っております牛久市負担金決算額の2,567万4,000円の中に、そちらの事務局負担金のほうは入っております。以上でございます。

○藤田委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 生涯学習課、大里です。

山本委員さんの放課後カップ塾の御質問にお答えをさせていただきます。

昨年度につきましては、市内の小中学校が6月の下旬まで休業となってしまいました。放課後カップ塾につきましては、休業明けの学校の時間割ですとか、児童生徒の様子が落ち着く頃合いを見まして、7月に参加の募集、2か月の準備期間を経て、当初は9月からスタートする計画でおりました。予定どおり7月の下旬には参加募集のお知らせを保護者に配付しまして、学校とは年間スケジュール等調整をし、指導員の連絡、分担の調整などを着々と準備を進めたところだったんですが、7月の末になりまして、東京都で新規の感染者がとて増えました。県内では水戸市やつくば市で陽性者が増加するなどの状況がありまして、茨城県のコロナ対策がステージ3に強化されるという状況になりました。

それを受けまして、放課後カップ塾の指導員さんは高齢の方が非常に多いんですね。パーセントにしまして約半数の方が65歳以上ということになっておりましたので、そういう方々からもコロナの感染の心配の声が上がっておりましたし、拡大を理由に辞退をする指導員さんも複数出たということもございまして、9月から実施するというのを断念いたしまして、延期、それは日付を決めない延期、その当時は先の状況が見えないということになっておりました。

その後なんですけれども、9月に入りまして、県のコロナ対策のほうでステージ2に緩和されました。感染拡大も下火になったことを受けまして、まず、土曜カップ塾につきましては、各学校ごとに企画運営をいたしまして活動をしておりますので、準備ができた学校から順次スタートをさせていただいた経緯がございまして、放課後カップ塾につきましては、全学校一斉にスタートさせるために準備期間を2か月程度見まして、11月からスタートしようではないかというふう

にそのときに決めたわけでございます。その2か月の間に再度学校との調整やら参加者、参加希望児童生徒の再通知を行ったり、指導員への連絡及び配置の再調整などの準備を行ってまいりました。この準備期間の違いで土曜カップ塾と放課後カップ塾のスタートの時期に差が生じたということでございます。

次の御質問で、出席率が下がっているという御指摘なんですけれども、今回提出させていただいた決算認定附属資料を基に出席率を計算してみたんですけれども、例えば牛久小学校、元年度は出席率45%、2年度は牛久小学校出席率58%ということで、出席率を計算しましたら、そこまで出席率が下がっているという印象はなかったんですけれども、よろしいでしょうか。以上です。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 学校図書館についての御質問にお答えいたします。

まず、幾つかの学校司書のほうに確認をしたところによりますと、昨年も今年も状況的にはそれほど変わらない状況なんですけど、やはり臨時休業期間中等で子供たちが来ない期間については、図書室は休止状態とならざるを得ないと。通常登校しているときについては通常どおり貸し借りも行ってたと。また、分散登校や短時間の登校のときは、どうしてもやはり短い時間の中で図書室に来させれるということをする密になってしまいますので、そこもやっぱり図書室のほうは行えないような状況になっているという、ちょっと苦しい状況でした。

図書についてのコロナ対策といいますと、学校の図書室に関しては消毒のための機械というのは購入しておりませんので、基本的に図書司書が手作業でアルコールで拭いたりして消毒する。中はちょっとどうしても拭けない場合もあるんですけれども、あと、子供たちは当然図書室に入ってくる時は手洗い、または手の消毒をして入ってくるという形。また、学校にもよりますが、ある程度の期間、72時間でコロナの菌は一応消えるというような形になっておりますので、そのくらいの間隔取り置きしてから貸すというような、その貸し出す周期を延ばしたりという工夫を行っている学校もございました。ただ、中にはやはり児童数が多過ぎて、ちょっとそこまでの対応ができないと、一個一個拭くこともできないというところも正直あったのも事実です。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。それでは、その牛久シャトーのほうなんですけど、今5名いらっしゃるということで、学芸員の方、そこら辺ちょっと伺いたいと思うんですね。そこに5名いることで家賃が発生しているわけですね、ここで。3年間300万円というお金が牛久シャトー（株）にこれは流れているんですかね。そこにいることよってのメリットがあるのももちろんそこをお借りしていると思うんですけど、その牛久シャトー（株）との連携ですね。具体的に令和2年度はそこに事務所を構えたことでどういった成果が出たのかというところを伺いたいと思います。

あと、放課後カップ塾のほう、私もちょっと見に行かせていただいたんですけれども、年明けから、あれいつだったかな、1学期のときに見に行ったんですけれども、やっぱり私はちょっと

少ない印象を受けたんですね。お母さん方に聞いたところ、やはりもうあまり回数が少なくていつまでたってもやらないので、もう塾に入れたわというお母さんもやはり中にはいらっしゃいました。一方、でも、お迎えに来たお母様に聞くと、やはりこの放課後カップ塾をととても楽しみにしていて、これがあることで宿題なども決まった形でやるようになってうれしいとおっしゃっているお母さんもいらっしゃいました。そんな中での今年度もあまり活動を、これ実際放課後カップ塾はできていないと思うんですね。この事業自体がなかなかそうやって高齢者の方をお願いしている中で難しいという、学習支援だけではなくて、これはたしか放課後子ども教室のような、放課後の子供の居場所ということもたしかお話あったと思いますが、児童クラブのほうは働いているお母さん方が預けていらっしゃるの、頑張って支援員の方やっいらっしゃると思うんですが、同じようにどちらも高齢者が支援している中で、この放課後カップ塾の事業自体、どういった今後コロナの中でやっていかれるおつもりなのか。事業自体がちょっとなかなか難しいのかなと、継続していくのも難しいのかなというようなことも感じているんですが、そこら辺の検討をされているのかというところを伺いたいと思います。

図書室のほうは分かりました。つい先日、今回の学力テストがあったときに、初めて家庭の蔵書数というのを調べたということが載っておりました。もし、結果出ておりましたら、その牛久の子供たちの家庭での蔵書数、このコメントでは家庭の蔵書数と学力テストの高得点というのが比例しているようなことが書いてありましたが、市の状況、市の蔵書数の持っているお子さん、そこら辺ちょっともし分かりましたらお尋ねしたいと思います。以上です。

○藤田委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、牛久シャトー事務所のほうに在住するに当たりましては、牛久市とオエノンホールディングスのほうで賃貸借契約を取り交わすときに、その契約条文の第1章の第1条第2項の中に、「牛久市は本契約の目的を達成するため、オエノンホールディングスの所有する牛久シャトー内事務所に文化財担当部署を配置するものとする」という条文がございまして、これにのっとりまして、先ほども申し上げましたが5名、内訳は学芸員が3名、会計年度職員が1名、再任用職員が1名の5名が今常駐する形となっております。

連携という形でございますが、文化芸術課につきましては、やはり日本遺産事業に係る連携という形になってくるかと思うんです。そうしますと、あそこに文化財グループの人間がいることというよりは、具体的に先ほど申し上げましたいろいろな日本遺産協議会が起こしている例えばビジターセンターの設置ですとか、案内板の設置、シャトーの中に、それから多言語パンフレットの作成、もちろん作ったパンフレットはシャトーの中に置いてあります。そして、シャトーの職員を対象としたガイドの育成、こういったことが結果としてシャトー株式会社にとっては集客につながっていくと私は考えておりますので、そのような形での連携、結果としてそういった形に表れてくるのかなと考えております。以上です。

○藤田委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 再度の御質問にお答えいたします。

コロナ禍での事業継続の課題や検討ということによろしいでしょうか。指導員が高齢者が多いこともありまして、2年度はかなり慎重に事業を進めさせていただいたという、私自身も印象がございまして。今年度に入りまして、例年どおり6月スタート、順調にここまで来ておりましたけれども、今現在は学校側の休業ということがございまして、学校の休業と併せて放課後カップ塾のほうも現在中止をしているところでございます。

今後につきましては、現在のように学校が休業にならない限りは、学校と同じタイミングで事業を継続するという考えでおります。先ほど委員さんからもございましたけれども、放課後カップ塾は学びの機会、そして場の提供ということで非常に重要な役割を果たしていると思っておりますので、今後なるべく途切れないような形で継続をしていければと考えております。以上です。

○藤田委員長 指導課長。

○市村指導課長 山本委員からの家庭の蔵書について、あと学力との関係ということでお答えいたします。

5月27日に全国調査がございまして、小学校6年生、中学校3年生に調査を行った結果では、質問は「あなたの家にはおよそどのくらいの本がありますか。(雑誌、新聞、教科書を除く)」というような項目がございました。この調査では、本の家庭にある冊数によって6段階に分けて調査したところ、小中共に26から100冊の本があるというふう回答した児童生徒が最も多く、小学校で33.5%、中学校で34.7%、それぞれ全体の約3分の1を占めておりました。これは、県や全国の割合と比較しますと、本が少ないほうの6段階のうちの2段階では県や全国よりも割合が少なく、逆に本が多いほうの6段階あるうちの多いほうの2段階を県や全国と比較しますと逆に多いと。つまり、どういうことかということ、牛久市は県や全国と比較して蔵書の多い家庭が多いという結果が出ております。

続いて、学力との関係ということなんですが、家庭の蔵書と国語、算数・数学の平均正答率をクロス集計しましたところ、小学校の国語では、本が多いほうの2段階、多いほうの子供たちの児童が少ないほうの子供たちよりも、上の2段階と下の2段階の平均正答率比べますと、本が多いと答えたほうが16.1%正答率が高いという結果が出ています。算数では同様の比較をしたところ、本が多いと答えたほうの上の2段階の子供たちのほうが平均正答率が21.1%高い、約21%高いと、これは小学校ですけれども、それぞれ結果が出ています。これは中学校でも同様の結果になっておまして、家庭に本が多いと答えた児童生徒のほうが国語、算数・数学の平均正答率が高い、そういう傾向がこの調査からは見られます。以上でございます。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。放課後カップ塾のほうは学校が再開すれば今後から行われるということで、私もちょっと伺ったときに支援を要するお子さんがいらして、そこのお子さんが一生懸命やっているときに先生もその場にちょっとお顔を出して励ましているという、やはり塾では得られないものがそういう放課後のカップ塾ではあるのかなと思っておりますので、ぜひそこら辺、継続の方向でお願いしたいと思っております。これはお願いということで、以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 給食費のことで1点だけ、1点というか、何項目か伺いたいと思います。

令和2年度において、給食費の徴収漏れと申しますか、滞納という言葉が合っているかどうか分かりませんが、徴収漏れですね。これがどのぐらいあったんでしょうかということが一つ。

それから、今の徴収方法、これに特に問題点はあると思っているのかどうか。その点が2項目。

3つ目が、そういうことを踏まえて、給食費の一部補助、これを今後検討する考えがあるのかどうか。以上についてお尋ねしたいと思います。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 石原委員の御質問にお答えいたします。

まず、給食費の徴収漏れというのは基本的にはなかったと理解しておりますが、滞納という意味でしょうか。滞納は若干発生しておりますが、ちょっとすみません、今データがありませんで、例年のあれですと、昨年の滞納徴収分がこの決算書の中だと89万ぐらいいただいているということで、毎年ほとんど滞納については次の年にきれいにしている形なので、毎年このぐらいの金額はどうしても100万ちょっとぐらいの金額が出てしまうという状況だと思います。

徴収方法について、どうしても払わないところの御家庭というのをどうするかというところで、今給食費については基本的に最初の申込みのときにちょっと一文入ってしまして、滞納が生じた場合は児童手当を窓口払いに変えてそこで支払いいただくという形で、毎年、年に何回か児童手当の支払い日と併せてこちらの会議室のほうに窓口を設けて来ていただいて、その場で児童手当を払って、その隣で御自分の意思で払っていただくというシステムを取っております。そういった形で、かなり担当のほうもちょっとしつこくなるんですが、電話で御連絡したりして、何とか滞納をほぼゼロに近づけるように努力しているところです。

一部補助という形になると、やはり経済的に困窮世帯ということになるかと思いますが、その部分についてはもう既に就学援助費で全額そこは見るような形になっておりますので、準要保護の基準に合致した御家庭については全部手当ををしているという形で、それ以上の補助というのは特に今のところは考えておりません。以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、その給食費の滞納の金額は出ている、示されているということなんですが、これは改めて件数に直すと何件くらいになるんですかね。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 すみません、ちょっと今データを持ち合わせていないので正確なお答えできないんですが、ただ実際その件数の中では、同じ方が複数期にわたって出てくるというパターンが多々ございます。すみません。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 それは、そうしましたら、あとで分かりましたらお示しをいただければと思います。

それから、もう一点だけ。牛久は昔から自校方式ということで給食を配食しているんですけども、今後もその方法については、これは見直しなくずっと自校方式でやっていくという方針に変更はありませんね、確認したいんですが。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 変更はございません。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 1点だけお願いいたします。

ページは408ページ、0134、住井すゑ記念館を公開活動するですね。これを見ますと、管理者の常駐はあるのかということと、あと火災保険の金額が極めて低いということなんですね。昨日の現地視察の中で、近所の方が何か転居されたというような話も説明の中にあっただけですが、その際にその転居された方の移転費用というか、財源みたいなそういうものがこの金額1億9,801万8,142円の中に含まれていたのかどうかということですね。下のほう、14を見ますと整備工事にもお金がかかっているんで、その辺がどういうふうになっているのかということ、3点をこの住井すゑ記念館について質問したいと思います。

○藤田委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 まず、管理者の常駐につきましては、シルバー人材センターに委託をいたしまして、常時3名の方を常駐していただいて、その方たちに券売機を例えば管理していただいたり、植栽、草取りとか、あと館内の清掃とか一通り、あと来客対応をやっていただく予定であります。それから、逆に黒木委員にちょっと確認したいんですけども、近所の方が転居したとおっしゃっていただいたんでしょうか。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 はい。昨日の現地視察の中で、何か近所の何とかという方が転居したというようなこと。要するに、あそこを整理するに当たって、近所の方が立ち退いたというようなことがあった、そのような説明があったかと思いますが、その辺です。

○藤田委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 近所の方の転居につきましては、この住井すゑ記念館の工事とは何ら関係のないものと把握しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。よろしいですか。

○藤田委員長 そのまま答弁お願いします。

○糸賀文化芸術課長 はい。すみません。あと工事費の内訳と火災保険料でございますが、まず工事費の内訳につきましては、建築改修工事のほうは1億2,210万円、また電気設備改修工事につきましては2,948万円、また機械設備改修工事につきましては2,453万円で、合計いたしまして1億7,611万円になってくるかと思ひます。以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 常駐するというのは、要するにその火災保険等も安いのではないかと。夜間ということになりますと、夜間はいないという形なんですか。その辺について御説明をいただきたいと思ひます。

それと、この中の看板の製作なんかについては、昨日現地視察の中にどこにあったかちょっと確認できなかったんですが、看板等については、やはりあそこ迷路みたいになっているんですね、入るところ。あのメインの道路からかなり奥まったところに住井すゑ記念館があるわけですから、

その辺の看板がどこにあったかということの一つ確認をしたいと思います。

○藤田委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 すみません、まず冒頭ちょっと答弁漏れがございまして、火災保険料につきましては、火災保険会社のほうに見積りをもってやっておりますので、この金額で決算しております。管理者の常駐の夜間につきましては、管理者は開館時間の間だけ常駐していただきますので、夜間は警備をつけまして施錠という形を考えております。

また、再度の質問にありました、こちらにあります看板、12番委託料の16、政策1の看板製作のことをおっしゃっているんだと思いますが、こちらはサイン表示ではなくて防犯カメラの看板という形となっておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 ということで、そうしますと、私が理解していた最初、先ほど迷路みたいに入っていかなければならない、初めての人たちがやはりあそこを訪れるときに、しっかりとした道案内というか看板、そういうものがないと非常に、知る人ぞ知るという形であるならば看板というのは必要ないのかもしれませんが、一般の人たちが訪れることを考えたときには、しっかりと分かりやすいその看板というのが必要ではないかと思います。その辺について。

○藤田委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 再度の質問にお答えいたします。

サイン表示につきましては、まず今年度既存のサイン表示の柱があるところに付け足しでつけるという形で予算を計上してございます。そのほかに1基、現地を確認いたしまして、先ほど黒木委員がおっしゃったように分かりづらい箇所が1か所ございましたので、そちらには新規でサイン表示をつける予算を取っておりますので、今着々と進めさせていただいております。以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 本当に分かりやすい状態にということで、知っている人はそういうのでなくても頭の中に道順とかちゃんとあれば、ただ先ほど申し上げましたように、新しい人とか関心がある人が訪れるときに初めてのところというのはまさに分からないんで、その辺にちゃんと配慮した形での道しるべになるのか。今答弁いただいたように、しっかりとサイン計画というふうになるのか、ちょっとその辺はぜひ分かりやすいようお願いしたいと思います。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 それでは、最後に2点お願いいたします。

384ページの0103、市立幼稚園を管理運営するという科目になります。無償化が始まって1年半ですので、令和2年度は丸々1年間無償化だったと思うのですが、この無償化に伴って市の負担が増えているのかどうか、ちょっとそこら辺伺いたいと思います。保護者の方が負担するのが主食とか副食とか何かそこら辺あったと思うんですが、保護者が負担するのがどこなのか、金額ですね。それに対して、無償化に伴い市の負担がどれだけ無償化以前と比べて増えたのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、もう一点は440ページ、0103、運動公園の運動施設を運営するというので、契約書の資料を頂きました。その中からプール管理に関してちょっとお伺いしたいと思います。この委託内容、プール管理見せていただいたところ、統括責任者というのがここを見ると3名出てきております。プールのこれは開場前ですかね、開場前の準備、それから開場期間中の業務、そして開場後の片づけということで、それぞれ総括責任者ということで1名、名前というか上がっているんですが、この方たちの業務内容をそれぞれ教えていただきたいと思います。まずはそちらでお願いいたします。

○藤田委員長 教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 幼稚園に関する御質問にお答えいたします。

無償化に伴い、市の負担分の増という御質問なんですけれども、基本的に歳出として出るほうの運営経費等については、無償化前も無償化後も同じだけ出ております。ちなみに令和2年度で足してみますと、コロナ関係の対策を除いて、大体5,440万程度の支出が2園でされております。減った分というのは結局授業料の部分でして、無償化前の平成30年度の授業料で見えますと、424万3,000円の授業料があったわけなんですけど、その分がなくなって市負担が増えたかというような見方をしております。ただ、この部分については一応交付税措置されているということは言われております。

また、先ほどの保護者の給食費云々の部分なんですけど、保護者の給食費といたしましては、無償化前も後も基本的に幼稚園は月曜日がお弁当持ちなものですから、4日ということで3,460円、月いただいております。ただ無償化後に入ってきた新たな制度といたしまして、低所得者世帯、年収360万未満の世帯及び第3子以降の子供の分については副食費免除というような制度が入ってきておまして、幼稚園のほうで主食費として幾ら取ろうかというところは計算した結果、月500円をいただきますという形になっております。以上です。

○藤田委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 山本委員からの御質問にお答えいたします。

プール管理のほうの委託の内訳の中の総括責任者ということなんですけれども、開園前の準備の段階というのは、プール開場準備に向けての清掃であるとか、更衣室、ロッカー等の整理、そういったところをきちんとやっていただくという意味合いで、責任者として1人正社員並みの方を置いていただいて、あとは清掃作業員、場合によってはアルバイトの方がいるかもしれないんですけども、そういった方をまとめていただく方ということで配置をお願いしているところであります。開場後の後片づけ、こちらにつきましても基本的には同等の形になります。9月いっぱいまでプールが終わるということになりますので、その後の各所の清掃作業であったり、物品の片づけだったり、そういったものをやっていただく上での責任ある立場で就いていただく方という形になります。

開場期間中の総括責任者という方になりますと、日々の清掃は当然あるんですけども、それ以外に今度は開園期間中になりますので、安全管理の面でもきちんと見ていただくような形になります。監視員の方の配置であったり、あとは危険な行為をしていないかとか、危険な箇所がな

いかとか、そういったところをしっかりと確認していただくための責任者ということで、開場前、開場後の責任者とは若干業務内容が変わってくるかと思いますが、そういった意味合いで責任者として就いていただくということで入れさせていただいているところでございます。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。すみません、その総括責任者なんですけれども、これは時間見ると8時半から17時半ということで、開場前の方もその時間になるのか、ちょっとそこら辺確認したいのと、あと今のお話聞くと、開場期間中の業務のほう結構大変なのかなと思うんですけれども、金額的にはこれ時間給は一緒ということですね、2,500円ですね。分かりました。そこら辺の考慮はあんまりしていないということなのか、ちょっとそこら辺はお伺いしたいと思います。

あと、今お伺いした中ではプールの水のバルブ、今回いろいろ問題になりましたけれども、このバルブの水の管理、自動と手動とあったとかとたしか伺ったと思いますが、そこら辺の管理はこの方たちのお仕事の中に入っているのか。もしくは別の方が、そういう方がいらっしゃるのか。その水のバルブの管理の責任者、その方はどなたになるのかをお伺いいたします。

○藤田委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

責任者の単価という部分では現状は同じ単価を使わせていただいているところでございます。多少の職務内容、違いはあるにしても、ここの責任者の方がプールシーズン通して見ていただく方と市のほうでは考えておりますので、その方が全てそのときそのときといいますか、開場前はこの方、期間中はこの方、開場後はこの方というふうになるのではなく、やっぱりシーズン通して見ていただかないことには、危険箇所であるとか、物品が何が足りないとか、そういったところ、分からない部分ありますので、基本的には単価同じ方をお願いをしているという状況になっております。

それと、最後のバルブの部分であるとかということなんですけれども、我々としては業務委託という形でほかの体育館の受付ですとか、そういったところ等を含めて業者の方に委託業務として出しておりますので、まず、一元的には業者のほうにそういった部分の管理、プールに関していえばその水質の管理であるとかバルブの操作、バルブだけではなくほかのシャワーの蛇口をひねる、出しっ放しにしていたのを止めるとか、そういったことに関しては業者のほうに全て一括でお願いしている部分でありますので、業者のほうに一義的な責任というところは持っていただきたい、そういう契約内容になっていると考えております。業者の中でその全体としての責任者という方を置くのであれば、その方も含めて業者のほうにきちんと責任を持って対応をしていただく内容の委託になっていると考えております。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、この総括責任者が3名いらっしゃる中で、そのバルブの開け閉めというのはどのタイミングで行うのか、ちょっと私そこら辺分からないんですけれども、この3人のうちのどなたもバルブを触ることができて責任者という形でいらっしゃることになるのか、

ちょっとその辺お伺いしたいと思いますけれども、すみません。

○藤田委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 基本的にプール自体開場している際には、毎日開場していれば、当然水が減ったりということは考えられる部分ではありますので、どうしてもやっぱり市民の方が使う、来場した方が使うに当たって危険な状況にあると、水位がちょっと低いとか、そういった場合にどうしても補給をしなければいけないとかということであれば、ここでいう総括責任者なのか、もしくは業者のほうで配置を決めた上で定めている現場責任者なりの方というのが中にはいらっしゃると思っていますので、そういった方々がバルブの操作をする形になろうかと思っています。アルバイトである監視員とか、そういった方々が勝手に開けたり閉めたりということはしていないとこちらとしては考えているところです。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。（「なし」の声あり）よろしいですね。

以上をもって教育委員会所管についての質疑を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

再開は14時15分といたします。

午後2時05分休憩

午後2時15分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き、決算特別委員会を開きます。

認定第1号、令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

保健福祉部所管について問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 保健福祉部内藤です。よろしくお願いたします。

保健福祉部所管の令和2年度一般会計決算について御説明いたします。

保健福祉部所管の一般会計歳出の決算総額は192億5,669万2,000円で、前年度102億6,213万9,216円と比較すると90億419万4,000円、約89%の増額となっております。この増額分のうち88億9,503万4,000円、98.4%が新型コロナウイルス感染症対策に関わる新規事業となっております。

新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、まず生活支援対策といたしましては、10万円の特別給付金の支給が85億209万4,000円、子育て世帯へ児童1人当たり1万円の臨時特別給付金の支給が1億1,022万1,000円、独り親家庭への1世帯5万円等の臨時特別給付金の支給が9,766万円、市独自支援である児童扶養手当受給世帯への児童1人当たり1万円の臨時特別給付金831万円、妊婦を対象に胎児1人当たり10万円のHAPPYマタニティ臨時給付金が8,093万4,000円となっております。

次に、感染予防対策としては、保育園の感染症予防対策に対する補助金の交付が1,899万8,000円、子育て広場の感染症対策が1,071万4,000円のほか、PCR検査センタ

一運営費用として牛久市医師会への補助金330万円、啓発普及の感染症ガイドブックの作成配布費用305万9,000円、新型コロナウイルス感染症予防接種に5,974万4,000円となっております。このように令和2年度は、令和2年1月に国内で最初の感染者が発生し、3月に茨城県民、牛久市民の感染者発生から感染が拡大していく中で、国や県の方針に基づき生活支援や予防対策を講じてまいりました。

続きまして、新型コロナ関係事業以外の主な事業について御説明いたします。

保健福祉部は、児童福祉や生活保護、障害者支援や介護サービス、医療、各種保険事業など、多岐にわたる業務の中でライフサイクル前半にわたり市民の生活を支えております。さきに述べました新型コロナ感染症対策事業以外の歳出においても、前年度比約1億4,689万6,000円の増額となっております。

まず、令和元年10月から実施された保育の無償化制度につきましては、幼児教育・保育を無償化する民間保育園の運営を支援する、民間幼稚園の運営を支援する、幼稚園に通う児童の保護者の負担軽減を図るの4事業で歳出があり、令和2年度については合計22億6,362万8,000円で、前年度比2億255万5,000円の増となっております。

生活扶助費を支給する事業におきましては9億9,442万8,000円で前年度比8,837万4,000円の増、障害者へ介護給付費等を給付する事業におきましては10億8,618万6,000円で前年度比6,052万4,000円の増となっております。新規事業といたしましては、地域介護拠点等の整備に対し助成する事業が1億110万4,000円で、特別養護老人ホーム等市内4か所の介護施設の開設において準備経費の補助をいたしました。このように、民間幼稚園・保育園の運営支援、生活扶助、障害者の介護サービス、介護施設などにおいて特に決算の伸びが顕著となっております。

また、保健福祉部は、医療・介護事業を担う3つの特別会計を所管しており、毎年度一般会計からの拠出金により事業運営を行っております。令和2年度の特別会計拠出金につきましては、まず国民健康保険事業特別会計繰出金が3億9,916万1,954円で、前年度比1,194万8,000円の減となっております。

国民健康保険事業特別会計は、激変緩和に伴う保険給付費等交付金の増により一般会計からの繰出金を最小限に抑えることができ、繰出金額が減少したことから、運営を維持するための法定外のいわゆる赤字繰り出しはゼロとなりました。

また、介護保険事業特別会計繰出金につきましては8億6,813万8,000円で前年度比約1億813万9,000円の増、後期高齢者医療事業特別会計の拠出金は9億1,363万8,496円、前年度比4,351万円の増となっております。介護保険事業、後期高齢者事業につきましては、今後も団塊の世代が75歳を迎える令和6年に向けて、人生100年時代の到来とともにさらに増加していくものと推測されます。国保、後期高齢、介護保険は市民に密着し、生活の要となる制度であり、いずれの会計とも将来の医療、介護の動向を的確に見極めながら、健全な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、性質別の歳出を見ますと、保健福祉部は扶助費を含む事業が多く、部全体での扶助費

決算額は令和2年度47億8,864万円と前年度比2億1,000円の増加となっております。市全体の扶助費決算額は令和2年度68億8,761万2,000円で前年度比約2億7,000万円の増となっており、市扶助費全体の約70%を保健福祉部で占めている状況です。

以上、御説明させていただきましたとおり、令和2年度保健福祉部の決算につきましては、人生100年時代の到来に向けた高齢社会への対応、障害者施策の推進、生活困窮者対策、待機児童対策、保健予防対策など、市民生活に密着した各事業、さらに新型コロナウイルス感染症対策事業のほか、新型コロナウイルスの感染拡大予防対策として緊急事態宣言による外出自粛や新しい生活様式の影響を受け、中止・縮小した事業や実施方法等の変更を含め、限られた予算の中で最大限の感染予防対策及び福祉サービスの推進を念頭に執行させていただいたものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○藤田委員長 保健福祉部所管について質疑のある方は御発言願います。加川委員。

○加川委員 よろしくお願いたします。

ここ数日間、決算書を拝見いたし、また今の御報告をお聞きして、皆様にとっては大変な日々が続いていることと改めて認識いたしました。私からは、2点ほど質問させていただきます。

社会福祉課所管の180ページ、0104、特別障害手当給付についてお伺いします。令和2年4月より運用が開始された特別障害手当給付について、本市における申請件数、支給年代等の概況について、こちらは所得条件もあり自己申告制の制度ではありますが、日常的に介護を必要とする高齢者、20歳以上の障害者の方々にとって月額2万7,350円という支給は大変重いものであります。制度が新しいため周知されていない模様ではあります。支給開始の初年度に当たる令和2年度、市ではどのような形で広報したかをまず1点目にお伺いします。

2点目は、健康づくり推進課230ページ、0109、うしく健康プラン21を推進するという事業についてです。うしく健康プラン21について、令和2年度は第3次計画の策定期間に当たり、主に実態調査に経費を割かれたかと数字から推察いたしますが、この調査により見えてきた課題、大目標に掲げる自分が健康であると感じるという点への到達度など、概要をお示しくください。また、今後、需要が伸びると考えられる禁煙外来補助金の令和2年度の利用人数、1人当たりの補助額等についての実績をお伺いします。以上です。

○藤田委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 社会福祉課の石塚です。よろしくお願いいたします。

まず、特別障害者手当につきましては、昨年度令和2年度の申請者数が5名おりました。そのうち需給の決定者数は3名となっております。障害児福祉手当につきましては、申請者と受給決定者数はどちらも1名となっております。令和3年8月時点の特別障害者手当の受給者は45名、障害児福祉手当の受給者は37名となっております。対象者への周知の方法につきましては、障害の手帳の申請時に御案内をしているほか、市のホームページあるいは障害者向けのガイドブックなどを用いまして制度の周知に努めております。以上です。

○藤田委員長 答弁漏れですか。

○加川委員 支給者の年代別構成についてお伺いしたいと思えます。

○藤田委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 すみません、年代別についてはちょっと詳細のほう把握していません。障害児のほうに494人の受給者になっておりまして、障害者の方は年齢構成はちょっと確認していないんですが、合計で527名の受給がされております。以上です。

○藤田委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 健康づくり推進課、渡辺です。よろしくお願ひします。

まず、禁煙チャレンジの実績についてですが、牛久市子どもの未来を応援する禁煙チャレンジ助成金ですが、受動喫煙防止対策として平成28年度より実施しており、令和2年度は6名の方に交付しています。こちらの対象は妊婦、または妊婦もしくは18歳以下の子供と同居する家族となっております。助成額は上限1万円で経費の2分の1を助成するということになっておりまして、令和2年度6名ということになっております。

あと、うしく健康プランなんですけれども、令和2年度は第3次計画策定に向けて実態調査として18歳以上の市民3,000人の無作為抽出を行い、郵送によるアンケート調査を実施しています。回収率は1,652件、回収率は55.1%でした。この結果を基に今年度数回会議を開いて、今内容の精査と検討をしているところになっております。今の段階で見えてきた概要ですけれども、こちらのほうは栄養とか運動、あとたばこの受動喫煙だとか、いろいろ出てはいるんですが、コロナ禍の状況を省いた統計にしてはいるものの、若干運動とか栄養とかに気をつけている方が少し減っているような状況ではあるんですが、そのあたりをもう一度精査しながら今年度、新しい第3次計画の策定をしていきたいと思っております。以上です。

○藤田委員長 加川委員。

○加川委員 特別障害者手当給付について再度お伺ひいたします。ただいまの御答弁で、令和2年度の申請者数が5名、うち3名が受給ということですが、こちらの年代、要は20歳以上の方が何名で、高齢者が何名という年代がもしお分かりになればお示しいただきたいという趣旨でございました。また、申請したものの支給に至らなかった、こちらは所得制限などいずれかの理由があったかと考えますが、もし理由が分かればお示しください。以上です。

○藤田委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 すみません、先ほどの申請者数5名、こちらは障害者、二十歳以上の障害のある方ということで、ちょっと年代別の構成については今手元の資料がありません。障害児の方につきましては二十歳以下ということで、こちらの方についても年齢のほうは手元にちょっとないもので、すみません、あとでお示ししたいと思います。以上です。

すみません、不支給の理由は2名、5名のうち3名の方が受給となっていて、2名の方が不支給になっておりまして、こちらは所得制限による不支給になります。以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願ひします。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願ひいたします。

私のほうからも3点ですね。

168ページの一歩下、0118の社会福祉法人の設立許可等を審査するということになります。

委員会が開かれておりますが、今年度審査をした社会福祉法人についてお尋ねいたします。また、これは審査をしている方たち、委員の方たちですね。どういう方たちがメンバーでいらっしゃるのかというところをお尋ねいたします。

それから、ページ数でいうと202ページになります。0107の特別児童扶養手当支給の調査をするということで22万ほど出ているのですが、つい最近新聞記事に載ってまして、この障害児特別児童扶養手当というのが地域によって5倍ぐらいの開きがあると、その認定者数ですね。対象者数というのが都道府県によっては違いがあるという記事が出ておりました。茨城県ではどうなっているのか、そこら辺ですね。牛久市の場合、どれだけの件数が申請されて、その対象となったのかというところをお伺いしたいと思います。あと、この審査の流れですね。実際、この調査をするということで22万出ているだけで、この支給の手当ての費用がどこにあるのか、ちょっと私探せなかったのが、実際のその支給、お金はどこから出ているかというところもお願いいたします。

それから、216ページの0106の民間保育園の運営を支援するというので、これは認定資料のほうにもありました。平成30年から保育士の処遇改善補助金というのが1万5,000円から3つ区分があって出ていたと思います。これは保育士を確保するというので、様々な自治体でこういう補助が行われていて、牛久でも同じようなこれ行われたわけですがけれども、これの成果ですね。この補助金を確保したことで、実際どれだけの保育士の方が確保されたのか。その効果についてお伺いいたします。以上、3件です。

○藤田委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 初めに、令和2年度に審査しました社会福祉法人の設立認可委員会につきましてお答えします。

社会福祉法の改正によりまして、権限移譲、こちらが平成25年に行われまして、これまで県が行ってきた社会福祉法人の許認可権、こちらがその施設や事業所が市の区域のみに設置されている事業所においては、その法人の許認可権を県ではなく市長に委ねられるという権限移譲が行われました。それに伴いまして審査委員会のほうを立ち上げておりまして、令和2年度は4月21日に社会福祉法人博愛会、仮称ですが博愛会の新規設立認可審査を1件実施いたしました。審査会におきましては、認可相当という意見をいただきました。

こちらの審査案件は、第7期の介護保険事業計画における施設整備としまして、令和3年度に地域密着型の特別養護老人ホームの開設・設置をしていただける事業者を令和元年11月に公募により募りまして、(仮称)社会福祉法人博愛会さんが新設法人を立ち上げて施設運営をするという事業計画が認められまして、牛久市介護保険サービス事業者選定委員会で選定されました。これを受けまして、特養などの社会福祉施設の経営は原則社会福祉法人でなければできないため、新設法人は施設建設に先立ちまして社会福祉法人の設立認可を受ける必要があるため、審査委員会にて御審議をいただいたものです。こちらは、現在、東洋大牛久高校入り口手前にフロンティア牛久という施設を開設している法人になります。

次に、審査委員会の構成メンバーですが、学識経験者として大学教授、それから会計に関する

有識者として税理士、弁護士、地域の福祉関係者としまして、市内の社会福祉法人3法人、それから行政関係、合計9名の委員で構成されております。また、県との関係なんですが、茨城県は市町村区域をまたがっている社会福祉法人の許認可を今所轄庁として持っている状況です。以上です。

それから、続きまして、特別児童扶養手当の調査をするについてお答えします。まず、判定の流れについてですが、市は申請者から認定請求申請書書類一式を預かりまして茨城県に進達します。県が判定医による審査のほか所得要件等の審査をしまして判定の決定を行います。その後、市に県より届く判定結果が送付されまして、市が判定結果通知を申請者に送るという流れになります。このほか、毎年7月下旬ごろに前年の所得状況を確認するために、所得状況届の提出というものが市を経由して必要になります。流れ的にはそういう流れになりまして、市の予算上としましては、郵送費であるとか事務的な経費のみを支出しているということになります。

次に、牛久市での対象児童者数ですが、まず二十歳未満の身体障害者手帳1級から3級の方、それから療育手帳の㊤、A、Bの方、精神障害者手帳1、2級の方、手帳所持者の合計が170名おります。令和2年度の新規の認定請求の申請件数は9件でございます、そのうち3名が不支給となりました。現在の手当受給認定者数は128名となっております。

次に、全国平均からなんですが、令和元年度の厚生労働省福祉行政報告例によりますと、全国の認定請求書受付件数は3万7,711件、このうち却下の件数ですが3,900件になります。茨城県の状況としましては、認定請求書受付件数が令和元年度611件、このうち却下件数は17件という状況です。47都道府県で比較しますと、大体平均80件ぐらいの却下件数になっておりますので、却下件数は茨城県としては低いほうかなと思います。以上です。

○藤田委員長 保育課長。

○橋本保育課長 橋本です。よろしくお願ひいたします。

保育士の処遇改善費補助金につきましてお答えいたします。こちらの補助金ですけれども、区分が3つありまして、区分1が正規フルタイム勤務保育士に対して月1万5,000円交付する区分1と、あと令和元年度から追加されました区分2と区分3、区分2が月150時間以上勤務する保育士に対して月1万円交付するものとなります。区分3は月120時間以上勤務の保育士に対して月5,000円を交付するものでございます。それぞれ区分ごとの推移でございますが、まず区分1につきましては、平成30年度保育士の延べ人数で比較させていただきます。30年度は1,784名、こちらが元年度になりますと1,897名、令和2年度になりますと2,013名といった形で増加しております。あと、区分2につきましては、令和元年度からになりますと315名、令和2年度は380名、こちらも増加しております。また、区分3につきましては、元年度は245名、2年度は258名、いずれの区分につきましても増加しておりますので、効果は見られているかと認識しております。以上となります。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。その保育士さん、新しく新規に雇用された方もあれば、やっぱり離職というのも少なくなっているのか、そのあたりは分かりますでしょうか。

○藤田委員長 保育課長。

○橋本保育課長 申し訳ありません、その離職に関しては把握しておりません。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 今の山本委員の質問とちょっと関連するところなんです、民間保育園の運営を支援するということで国庫返還金、これが4,450万発生しているんですが、この理由は何でしょうか。

次に、民間保育園の建設を支援する、ここで予算額は758万5,000円、それに対して国庫返還金が713万7,000円、ほとんどを返還するという形になっているんですが、これは何か具体的な計画があってそれが取りやめになったか、そういった事情があるのかと想像しているんですが、詳しく教えてください。

そして、次に3番目は、成年後見制度の利用を促進する、予算書の168ページですけれども、これの実績と最近の増減、この制度を利用している、それをお教えいただきたいと思います。以上、3点お願いします。

○藤田委員長 保育課長。

○橋本保育課長 それでは、民間保育園の運営を支援するの中の国庫返還金の発生した理由ですけれども、こちらの令和2年度の国庫返還金といいますのは、令和元年度の民間保育園の運営費等に対する国からの補助額が令和元年度末で確定したために、新年度令和2年度になりまして返還するものとなります。この民間の運営費算出の基礎となります公定価格の単価ですけれども、その年度の年度末に決定されるものでして、その結果、運営費は遡って見直しを行いまして、最終的に年度末に精算を行う形で運営費が確定されます。その際にこの公定価格の単価ですけれども、当初はどの程度上がるか下がるかちょっと分からないところがありますので、通常は増額するものですから増額することを見込んで補助の申請をしているために、結果的に返還金が発生するという形になっております。以上となります。

また、民間保育園の建設を支援する、こちらの国庫返還金ですけれども、こちらにつきましても、令和元年度の小規模保育園建設事業費が事業者の設計の精査によりまして、当初の補助申請額より精算額が下がったことによりまして、国の補助金の返還額が生じたものとなります。以上となります。

○藤田委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 高齢福祉課、宮本です。よろしくお願いたします。

成年後見制度の利用に関する御質問にお答え申し上げます。まず1点目、実績ということですが、決算書の順番と逆になりますが、まず成年後見サポートセンターの実績についてお答え申し上げます。お手元の決算認定附属資料にも記載がございますので、すみません、トータルでの数字だけとさせていただければと思うんですが、その資料34ページに初回相談、それから継続相談と記載がございます、合わせて168件の相談があったということで実績がございます。

それから、中核機関の運営、委託の中核機関のほうになりますけれども、一次相談所で受けま

した相談を踏まえまして、中核機関と連携した相談の件数が合計で38件となっております。また、中核機関におきましては、そういった相談業務のほかに広報啓発ですとか、研修会の実施も行っておるんですけれども、とりわけ昨年度におきましては感染症の影響で研修ほとんど中止になってしまいまして、実績として御説明申し上げられるほどのものは正直に申しましてございません。

また、昨今の動向ということかと思うんですけれども、すみません、細かい数字、手元にないというのが正直なところなんですけど、必ずしも市を通して申立てされるものばかりではございませんので、なかなかちょっとお答えしづらいところではございます。ただ半年間、今年度おりまして、若干相談の件数というのは、感覚ではございますけれども、一次相談所においても非常に増えているのかなとは思ってございます。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 民間保育園の運営を支援するという項目の点についてですが、どうも国の算定基準が増額にならなかったと見込みより、あるいは下がったのか、そこをお教えてください。

それと、2番目の、ちょっと分かりにくかったんですが、建設支援するという点ではどこというのがちょっと言いにくいんでしょうかね。この事業の総額が幾らであって、差額がどれだけ出たのか、そのところをお願いします。

○藤田委員長 保育課長。

○橋本保育課長 まず、民間保育園の公定価格の単価ですけれども、こちらは上がっております、この2年度におきましては。以上です。

あと、建設を支援するんですが、こちらは令和2年度4月から開園しています茨城YMCA牛久オリーブ保育園、こちらの建設の補助になります。こちら当初国の補助として申請して、総額6,887万8,000円が精算後の金額となります。このうち国庫の補助が4,591万9,000円といった形になっております。以上となります。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 ちょっと聞き取りにくかったんですが、運営の補助金についてですけれども、国の公定価格は上がっていないんですか、それとも上がる額が少なかったんですか。

○藤田委員長 保育課長。

○橋本保育課長 公定価格の単価は、上がっています。

○藤田委員長 暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時54分開議

○藤田委員長 再開いたします。

保育課長。

○橋本保育課長 すみません、詳しい数字につきましては今手元にございませんので、後でご説明させていただきます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 それでは、1点だけお尋ねしたいと思います。

166ページ、高齢者移送サービスモデル事業です。これは令和2年度で廃止になったというか、取りやめになったというふうに理解をしておりますが、その廃止になった理由について分かりやすく御説明を願えればと思います。

○藤田委員長 答弁を求めます。保健福祉部次長。

○飯野保健福祉部次長 お答えします。

政策企画課の中の公共交通対策室のほうにこの事業は引き継いで、うしタクとかの議論の中で総体的にそちらで引き継ぐような形を取っていますので、保健福祉課の事業からは……（「所管が違うんだ」の声あり）はい、なったということです。以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 それは大変失礼をいたしました。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。守屋委員。

○守屋委員 それでは、社会福祉課さんをお願いします。

特別定額給付金の申請作業で、まず給付に係った人員と期間、そして給付申請の媒体としてマイナンバーカードでの申請と紙媒体での申請の内訳はどうだったのでしょうか。分かる範囲でお答えをお願いします。

○藤田委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 特別定額給付金事業は、5月1日からマイナポータルによる電子申請の受付を開始しました。その後、一刻も早く給付金が必要な方へ市独自の対応としまして、5月7日から5月13日までの期間、手書きによる申請を受付いたしました。その後、郵送による申請とマイナポータルによる申請を8月20日まで受付をしました。この間、業務に当たった人員体制は、延べ人数で市の職員が562名、人材派遣会社から835名、合計延べ1,397人の人員体制で支給事務を行いました。

次に、申請方法の内訳ですが、総支給世帯数3万6,638世帯のうち、マイナポータルによる申請は1,529件、手書きによる申請は1,037件、郵便申請は3万4,072件でございました。以上です。

○藤田委員長 守屋委員。

○守屋委員 よく分かりました。大変本当に御苦労さまでございました。どうもありがとうございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 ページ数が206ページ、0113、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援する、これの中に多分含まれているのかなと思うんですが、児童虐待が今日本が前年対比かなりの状況で増えているということなんで、牛久も前に一般質問で質問したときかなりの人数になっておりますが、現在というか令和2年度の児童虐待についてどのようになっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

続きまして、決算書の216ページの0106、認可保育園の運営を支援する、その中の18の4、病児・病後児保育事業補助金ということで、前に私が認識しているのは、さくら園だけがその対応ができるというふうに記憶しているのですが、そのほかにこの病児・病後児の対応ができる保育所というのは何件あってどのようになっているのか、その辺の説明をいただきたいと思います。

○藤田委員長 こども家庭課長補佐。

○長江こども家庭課長補佐 こども家庭課の長江です。よろしく願いいたします。

令和2年度の児童虐待に関することについてお答えさせていただきます。令和2年度の児童虐待に関する対応件数としましては、実人数が169人、対応の延べ件数は1,647件となっております。以上です。

○藤田委員長 保育課長。

○橋本保育課長 病児・病後児保育事業ですけれども、こちらに関しまして補助金を交付していますのが全部で9施設ございます。つつじが丘ふたばランド保育園、牛久ひかり保育園、牛久ふれあい保育園、つくしんぼ、牛久みらい保育園、牛久めぐみ保育園、牛久さくら保育園、うしく文化認定こども園と牛久みらい保育園、以上でございます。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 その病児・病後児保育、今回みたいにもどうしてもというような場合、感染症の場合このこの保育についてはどのように対応しているのか、伺いたいと思います。

それと児童虐待、延べ数1,647件という今お答えがあったんですが、この中で命に関わるとか、児童相談所に関わるような案件がただ単にその周辺の住民の人たちの告発というか、虐待ではないかというようなそのような報告があったからという形なのか、その辺の詳細についてちょっと伺いたいと思います。

○藤田委員長 保育課長。

○橋本保育課長 こちらの病児・病後児保育ですけれども、2種類形態がありまして、病後児対応型、こちらは病気が回復している子供を一時的に預かる、その経費を補助するものと、あとは体調不良児対応型ということで、保育中に児童が発熱などの体調不良となったときに安全な体制を確保するため、そちらの保育になるんですけれども、今回想定されていますは新型コロナウイルス感染症でしょうか、すみません。今回のコロナの感染症のような形では、ちょっと保育園の中は子供たちマスクができなかつたりしますので、なるべく家族の方がPCR検査を受けましたですとか、濃厚接触者になっていきますといった場合には、そのお子さんなるべく登園は自粛していただくような形で対応しております。こちらの病児・病後児保育のほうでカバーするということではないです。以上となります。

○藤田委員長 こども家庭課長補佐。

○長江こども家庭課長補佐 虐待の対応件数の中身のほうお答えさせていただきます。1,647件のうち、児童相談所に対応を依頼した件数などの細かい件数については把握はしていないんですけれども、その都度、児童相談所のほうとは対応を協議する必要があるケースについては、

ケース会議を開いたり、あとは電話での対応相談を行いながら対応しております。この1,647件に関しましては市で対応をした件数になっております。以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、答弁いただきましたこの児童虐待に関しましては、児相という形でなくて本当に隣があまりその子供たちが泣き叫ぶんで虐待ではないかという隣近所の通告というか通報があった形での対応ということで、今答弁ですと児相とかそういう重篤な警察が関与しなければならないような状況には、この延べ数1,647件においてはそんなになかったというふうな認識と理解でよろしいんですね。

○藤田委員長 こども家庭課長補佐。

○長江こども家庭課長補佐 お答えいたします。

1,647件のうちで、件数としてはカウントはしていないんですけれども、この対応の中にはやはり児童相談所の対応が必要であったり、警察との協議が必要であったりという件数も中に含まれておりますが、件数として統計として児童相談所と何件調整をしたとかの統計は取っておりません。中には市だけで対応が完結したケースと、児童相談所や警察、あと学校とかいろいろな関係機関と調整を図りながら対応した件数が1,647件の中に含まれている形になります。以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 野田の件とか、あとは目黒の件とか、あちこちで児童虐待のもう少し児相と行政の連携がしっかりしていれば助かる命も失う必要性はなかったんじゃないかというような、そういうことも漏れ聞くわけなんで、やはりその辺の判断はしっかりとやっていただかないと、今ここに書いているような、決して少ない人数の状況ではないと理解しているんで、しっかりとその辺の対応というのをよろしくお願ひしたいと思います。

○藤田委員長 質疑のある方、御発言願います。柳井委員。

○柳井委員 保育課長さんに、民間保育園の建設を支援するということでこれは扱った内容ですけれども、今までは牛久市は待機児童問題で大分苦しんできましたけれども、ここ少子化で困るような状況になって、保育園の新設、増設というはだんだんなくなるのかなと思っているんですが、修繕費みたいなのはやっぱり負担するようになるんですか、牛久市が。その問題と、その傾向をこの先どんなふうに見ているかについて、分かる範囲内で結構ですのでお願ひしたいと思います。

○藤田委員長 保育課長。

○橋本保育課長 現在、一番新しい数字で10月入園内定時の待機児童ですけれども、国基準でゼロになっています。こちらのその待機児童というのもゼロで少なくなっていて、今後につきましては、まだ公立保育園と民間保育園とございますけれども、公立保育園につきましては今後どうしていくかというのは今検討しているところです。どうしても人口は減ってきているんですが、利用したいという方は多くなっているんですけれども、何しろその元が減っているものですから、利用についても現在の施設で保育士が確保できれば全部お預かりすることができるとい

う見込みを持っています。

○藤田委員長 柳井委員。

○柳井委員 空いている部屋が結構出ているなんていう状況ではないですか。

○藤田委員長 保育課長。

○橋本保育課長 どうしても保育士と園児の配置の基準というのが決まっています、例えばゼロ歳児だと3人の子供に対して保育士1人とかそういう基準がありまして、それを満たさないと保育ができませんので、やはり保育士の確保が今重要な問題になっています。

あと修繕ですかね。よろしいですか。

○藤田委員長 そのまま答弁をお願いします。

○橋本保育課長 修繕につきましては、公立保育園、やはりかなり老朽化していますので、これからは修繕をしながら、あとはその先々どうするかというのはやはり再編計画の中で考えていく必要があると考えております。以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 それでは、3点お願いいたします。

健康づくり推進課です。242ページの大人の風疹抗体検査、令和元年から3年間の事業だったと思います。令和元年度は結構たくさん予想よりも多く受けてくださったということだったと思うんですが、令和2年度はどういった状況でしたでしょうか、お伺いしたいと思います。抗体検査とあとは接種を受けた人というところをお伺いしたいと思います。

それから、246ページ、新しい事業だったと思います。0107の妊婦乳幼児とその保護者に対して教室・相談を実施するというので、これは決算の認定資料にも出ていたんですけども、お父さんも参加してもらうようにサンデーファミリークラスをやったり、また沐浴人形とかベストの貸出しというようなことが載っていましたが、残念ながらコロナというところでなかなか事業も思うようにいかなかったのかなとは思いますが、コロナ禍での事業、どういう状況だったかも含めちょっとお伺いしたいと思います。

それから、242ページの0110、新型コロナウイルス感染症予防接種を実施するというので6,000万円ほど出ております。これは予防接種の準備ということで、牛久市はほかの自治体に先駆けて早めに補正を組んでスタートして準備整えてきたと理解しております。そのワクチンプロジェクトチームですか、チームもつくったりして対応されたと思うのですが、この令和2年度の事業の中で、準備、計画みたいなもの、行われたと思います。その内容について伺いたいと思います。以上、3件です。

○藤田委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 お答えいたします。

まず、1点目の大人の風疹抗体検査と予防接種を実施するの令和2年度の実績ですが、抗体検査の受診者が844名でした。1年目、2年目合わせまして3,100人、対象者から見て28.9%の実施率となっております。抗体が低い方、予防接種が必要な方ですが、1年目が519名、2年目が187名、合わせて706名、検査をした方の中の22.8%となっております。この

706名のうち、予防接種をちゃんと受けていただいた方というのは530名になっています。低い方の中、706名のうちでいいますと75.1%で100%にはなっておりません。国の目標としましては、抗体検査の受診者数51%を目指しておりますので、今年度最終年度となりますが、集団健診の中に取り入れたりだとか、また広報しながら受けていただきたいと考えております。

次に、2点目です。妊婦乳幼児とその保護者への教室・相談ということで、令和2年度から今までのやり方を少し変えたということなんですけど、お父さん方の参加を多くしたいということで、サンデーファミリークラスといって日曜日に沐浴指導だとかというのを組み入れました。年間5回予定をしていたんですが、コロナの関係で2回のみの実施となっております。ただ、その2回実施なんですけれども、妊婦さん30人、全員旦那さんも来てくださりまして30人、あとおばあちゃんとか御家族の方も入ってというような状況で、家族みんなで参加ができたというような状況になっています。あわせて、出張沐浴レッスンということで、御自宅のほうに伺って、お休みの日、土曜とか日曜とか祝日とかでもお父さんがいる日にこちらから伺って、おうちでのレッスンをしましょうということなんですけど、そちらが予想以上に割と好評で35件、サンデーファミリークラス2回やった以上に35件ということで受けていただきました。

そういった教室とか、こういった訪問とかに参加してくださった方の中で、さらに沐浴人形を借りてしばらく赤ちゃんのお風呂入れを練習したいという方が22件、あと妊婦ベストという妊婦体験ができるベストがあるんですが、ちょっとした30分ぐらいの時間ではなくずっとやってみてその大変さを体験したいという方が8件ほどありました。今回は訪問で自宅での参加ということでより生活環境に密着していたために、すぐに家庭の中で妊婦さんはこういうことがやりづらいつつとかというのをすぐ分かっていただいて改善につながっていたかと思えます。自宅で父親が妊婦ベストを着用したことで、自宅の靴箱の位置がちょっと低過ぎて使いづらかったとあって、すぐさま日曜大工で直してくれたりだとか、アパートの2階に住んでいる御家族の方が、上の子を抱っこして妊婦さんが階段を上ってお買物を持っていくというのはすごく大変なんだというのを御主人に言っていたけれどもなかなか理解してもらえなくて、それを妊婦ベストで妊婦さんになり、上の子を抱っこし、買物荷物を持って階段を上ったらすごく大変だったというのが分かって、その後は大分協力していただけるようになりましたというような声も聞いております。

令和2年度はコロナの影響で教室というのがなかなかできないこともあったんですけど、感染対策を取りながら、訪問によって個別指導によってより生活に密着した指導ができたかなというようなメリットもありました。令和2年度の後半なんですけれども、オンラインを整備させていただきましたのでそういったことを活用して、令和2年度中はオンライン整備できたのが3月ぎりぎりだったので個別相談ぐらいしかできなかったんですが、今年度に入っては教室とかも取り入れながら、訪問だのオンラインだの支援の幅を広げて実践していきたいと考えております。

最後の3点目になります。新型コロナウイルスの件ですが、感染症への対策としては、コロナウイルスに限らず感染の予防対策の徹底ということと、あとは市民の皆様の不安を軽減することが一番大切なことになっております。今回の新型コロナウイルス感染症に対しましては、

令和2年の1月早々から感染症発生の動向を注視して情報収集をすることから始まりました。令和2年2月から感染予防対策について、市民へ不安軽減のため情報発信をウェブメール、市のホームページ、FM、広報紙、回覧等で今もですが随時実施しております。そして、令和2年3月17日に茨城県内で1例目の発生があった同日に、牛久市のほうではコロナの対策本部を設置いたしました。この対策本部会議は今までに25回ぐらい開いております。

令和2年度に突入しまして、4月1日からは電話相談の窓口を保健センター内に設置しました。そして、4月18日からは土日祝日を含みコールセンターを開設することにして、当初は人員が足りなく全庁的に職員の協力の下、土曜日曜祝日も併せて実施しております。感染者があったときには、初めの頃ですと、市民の皆様すごく不安が強くなってきましたので、5時15分ではなく夜までも電話開設をしておりました。7月16日には臨時議会において、おかげさまで9,063万4,000円の補正予算をいただきまして、牛久市HAPPYマタニティ臨時特別給付金とあと保存版の感染症ガイドブックの作成に当たりました。感染症ガイドブックは8月12日お盆の前に全世帯に配布し、その後、中身を一部修正、改訂とかを行っております、現在も家族に感染者、濃厚接触者が出た場合の対応など活用しているとの声をいただいております。

8月には公共施設において感染者が出た場合に備えて、各部2名ずつ合計14名の選抜によって消毒班を編成いたしました。この消毒班の研修等を行って、庁舎内で感染が出た場合にすぐさま消毒を行い、すぐにまた事業ができるようにという体制を整えてきました。また、牛久市医師会のほうとは頻回に打合せを行いまして、発熱外来の設置、10月1日からはPCR検査センターの開設、新型コロナ予防接種の協力体制等について調整を行い、実施してまいりました。また、11月30日にはまた臨時議会においてお世話になりました、新型コロナウイルス感染症予防接種に関する補正予算ということで2億1,036万8,000円の承認をいただきました。

当時は、11月では早いのではないかと近隣の市町村には言われたところもあるんですが、予防接種の実施が定まっていなかったんですけども、厚労省から10月23日付で新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業実施要領が示されたことを受けて、もしも年内に予防接種を実施するという場合であっても、牛久市は予防接種が可能となるよう体制を整えてまいりました。実際には、3月になってからということになりました。令和3年2月になりますと、予防接種の開始時期がはっきりしてきたということで、ここで新型コロナの予防接種のプロジェクトチームを発足し、3月28日には武道館において医療従事者への予防接種が開始となったというような一年間でありました。

新型コロナウイルス感染症を講じるに当たっての課題ですが、県や国からの方針が短期間で修正となることが多く、変更となりつつも打ち出されてからはいかに迅速に安全に市民に分かりやすく伝えて、不利益なく実施に持っていけるかということでした。広報紙掲載ですと情報が古くなってしまい、ホームページやメールでは全ての市民に伝わらないということで、情報発信に今でも苦慮しながら実施しているところです。このコロナウイルスの対応については日々状況が変わってきていますが、一つ一つ実施しなければならない事柄についてスタッフ全員で考えて動きながら修正を重ねていくというような状況です。議員の皆様からも市民の声を伺いながら、新型

コロナの終息に向けて尽力してまいりますので、また御協力のほどよろしく願いいたします。
以上となります。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 いやもう何か一年間が走馬灯のように今流れていくような御説明で、本当に担当課の方は大変だった日々が思い起こされてきたんだと思いますが、ありがとうございます。

まず、風疹のほうなんですけれども、今接種した方が530名とおっしゃいましたが、これは令和元年度がたしか376名とおっしゃっていて、それも含めての数字なのかというところをちょっとお伺いしたいのと、あと、令和元年度はたしか職域で職場でもどこでも、市内ではなくて牛久市外でも打てるということだったんですが、その辺は今でも変わらないかというところ、お伺いしたいと思います。

あとは、本当に予防接種に関しては早め早めに対応してくださって、たしか本当にどこの自治体も一斉に予防接種の接種券を送ったりということで、早め早めに封筒の手配から印刷、そういうものがあるということで、早めに対応されたということをお伺いしています。その中で、今プロジェクトチームというお話も今年の2月にはあったということなんですけど、これ、たしか部外というか、健康づくり推進課以外の方も含めてだと思ってるんですが、その人数をちょっとお知らせいただければと思います。

予防接種に関しては今年度の事業になりますので、いろいろちょっと申し上げるのはあれですが、先ほどの特別定額給付金の人数を見ましても、やはりマイナンバーカードよりは郵送でやった方が圧倒的に多かったという人数を見ますと、やはり予防接種に関して、LINEとかなかなかホームページで皆さんなされるのが大変だったというのがやはりこの数字からもかいま見られるかなという感じはいたしました。あまりこれに関してはいろいろありますけれども、ほとんどもう10月で終わるということですので、本当に御尽力いただいたことには感謝申し上げたいと思います。以上です。

○藤田委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 まず、1点目の大人の風疹抗体検査ですが、議員がおっしゃるとおり、1年目が376人、令和2年目で154人、合わせての530人になっています。検査の方法は、初年度と変わらず職域でもやっていただいているような状況です。

新型コロナウイルスのワクチンプロジェクトチームなんですけど、2月1日の段階では専任職員保健師2名と、各部からお願いしまして8名の合計10名、途中5月からは専任を、保健師のほうまた1名加えまして、今は合計11名で行っております。あわせて、会計年度職員のほうで保健師2名と事務職員2名を常勤でお願いしているところです。以上となります。

○藤田委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は15時35分といたします。

午後3時27分休憩

午後3時35分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き、決算特別委員会を開きます。

審議を継続いたします。

質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 では、2点お願いいたします。

先ほども出た特別定額給付金なんですが、今先ほどのいろいろお話しいただいて、本当たくさんの方で当たってくださったということなんですが、実際この郵送とマイナポータル、手書き、3つの方法で申請されたことで、最終的には、確かこの前の御説明でも99.何%の人にはもう支給されたというお話だったと思います。その最後の人、最初から最後までその支給の幅ですね。最初の人が始まって最後の支給されたのは大体いつぐらいまでに支給が終わったのかということをお伺いしたいと思います。それで、その残り何%、0.二、三%ですか、そういう方たちはどうなるのか。どうなるんでしょう、もう申請は終わってしまったからそれで打ち切りという形になるのか、ちょっとそこら辺教えていただければと思います。業務中のトラブルですね、マイナポータルでやっても結局手作業で何か紙で確認していたということがあったと思いますが、業務中のトラブル、またそのときの対応などありましたらお聞かせいただきたいと思います。

それから、212ページの公立保育園の運営、そしてまた214ページ、民間の保育園にも関わってくるんですが、無償化というところで、さっきちょっと幼稚園のほうもお聞きしたんですが、無償化になって1年半で、令和2年度はもう1年間無償化という形で運営が行われたと思います。無償化に伴って市の負担額が無償化以前とどれぐらい増えたかということをお伺いできればと思います。保護者の方から集める主食費とおかずのほう、そちらの金額、保護者から集める金額とを差し引いてどれぐらい負担が増えたかということをお伺いしたいと思います。民間と公立でそこら辺の負担額が違うのかということも分かればお願いいたします。

○藤田委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 特別定額給付金の支給事業ですが、最初の初回の支払い日は5月13日にあります。こちらに初回の支給をしまして、最終の支払い日は令和3年1月8日でございます。こちらの方につきましては、申請の受付自体は8月20日で締切りをしているんですが、それ以前に一度申請をされておりまして、書類の不備で再三こう連絡をしていたんですがなかなか連絡がつかなくて、ようやくその1月8日に支給ができるということになったので、年明けの1月8日が一番最後の支給日になります。8月20日を牛久では申請受付の締切日にしておりまして、それ以降の申請の受付についてはお断りをさせていただきました。またそういうケースもなかったんですが。

それから、業務中のトラブル関係についてですが、やはり全世帯給付するということで、非常に多くの皆様からのお問合せをいただきました。一番多かったのがその申請書が郵送されてこない、遅いという御意見が圧倒的な数でありまして、それに加えて、中には世帯主の方に支払うという条件があったものですから、いや、世帯主ではなくて私個人の口座に振り込んでくれという方々も結構な数いらっしゃいまして、そういう対応に人を取られたりしてなかなかちょっと思うように進まなかったところがあります。また、マイナポータルにつきましては、当初皆さん、電子申請で申請すれば早く済みますよと政府の広報もあったんですが、いや実は蓋を開けてみる

と、世帯主ではなくてもう世帯員でも申請できてしまうんですね。ましてや極端な話を言うと、静岡県民の人が牛久にも申請できてしまうというような本当にもうざるみみたいな感じで、本当に私らそのマイナポータルについて事務に支障が出たのは事実です。もうそちらを優先するのではなくて、本当に手書きのほうとか郵送のほうの申請をまず処理しましょうというふうにちょっと途中から処理体制も変えました。そういったところがいろいろございました。以上です。

○藤田委員長 保育課長。

○橋本保育課長 無償化に伴う市の負担額につきましてお答えします。

無償化の開始の前と後で大きく変わったところは、保育料とあと給食費というところになります。無償化開始前につきましては、保育料と給食の副食費というのが一緒になって保育料として徴収されていました。この無償化開始によりまして3歳から5歳児の保育料は無償となりましたので、副食費だけが今度主食代と一緒に給食費として徴収するようになっていきます。また、公立保育園の運営費等につきましては、利用者の保育料や給食費を収入として充てて、それ以外につきましては一般財源で賄っております。

公立保育園の人件費を含む運営経費等収入の差引額を比較してみますと、無償化前の平成30年度、こちら運営経費は約4億2,300万円に対しまして収入は約1億2,500万円で、差引額は約2億9,800万円となっています。無償化開始後の令和2年度は、運営経費が約3億9,100万円なのに対しまして収入は5,200万円となっております。この差引額を園児1人当たりにしてみますと、平成30年度は約77万円、令和2年度は約99万円となりまして、この差22万円が令和2年度に増加していますので、こちらが増加した負担ということで考えていかと考えております。以上となります。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 そうですね、社会福祉課のほうでは特別定額給付金に関してはいろいろ御苦労があったのは今お聞きしました。

あと、公立保育園のほうですね。そうすると今公立保育園、この資料を見ますと50%程度の入園数、入園のお子さんしかいないところが2園ほどたしかあったと思いますが、そこら辺の存続も含めて、今後やはり無償化になればそれだけ市の負担も増えるという中で、今後のお考えについて、先ほどもちょっとお話出ましたけれども、お伺いできればと思います。

○藤田委員長 保育課長。

○橋本保育課長 入園率5割ということで公立保育園2園ございます。こちらに関しましては、保育士不足による利用制限によるものになります。保育士の配置につきましてはその最低基準がございまして、そのとおりに配置をしていくんですけれども、現在の入園児童数に応じた保育士は基準どおり配置できております。ただ、定員まで受け入れることとなりますと、この基準に達するまでの保育士が不足しておりまして、そういった理由もありまして受け入れできないというような状況になっております。ですので、やはりこういった入園制限がありますと、待機児童にも大きく影響しますので、保育士確保が今重要な課題となっております。

公立保育園の方向性につきましては、先ほども少し御説明いたしましたが、市の人口は減って

いるけれども、利用は少し増加する傾向にございます。ただ、人口が減っているということで現在の施設の利用定員で全てカバーできるという認識でございまして、今後公立の保育園の在り方としてましては、まずは民間保育園の経営圧迫をしないような形で進めていくと、あと公立保育園はそういった保育需要の調整役として考えております。また、この方向性としては、閉園も含めまして再編計画をしているところで、つくっているところでございまして、閉園の時期などにつきましては、利用されている保護者の皆さん方と話し合いをしながら納得しながら進めていけるように進めてまいります。以上でございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 1点だけお聞きします。

この前、私のところにも届いたんですけども、65歳以上の高齢者にインフルエンザの予防接種のお知らせ、この接種率というのはどれだけでしょうか。そして、その効果についてどのような検証をしているのか、お願いします。

○藤田委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 65歳以上の高齢者のインフルエンザの予防接種の実施についてお答えいたします。令和2年度の接種率は64.7%でした。前年度が51.5%、例年5割を行くか行かないかというところだったんですが、令和2年度、昨年はまだコロナのワクチンが入る前で、熱が出たらインフルなのかコロナなのか分からないというような状況の中、皆さん一つだけでも該当するものは消しておこうというような気持ちが働き、インフルエンザの予防接種を受ける方が多かったように思います。以上となります。

予防接種の効果の検証というのは、接種率がどのくらい行ったらどうなるかというのは特にはしていないんですが、例年ですと5割程度で、昨年が64%というようなところで、評価と言えるか、予防対策が進んだおかげというか、昨年度のインフルエンザに罹患する方の数はほとんどいないような状況でした。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 昨年度は全国的にもインフルエンザ感染罹患率数%ということが言われていまして、これはコロナに対策、感染予防、これの効果が大きかったのではないかというふうにも言われていますけれども、だからインフルエンザ予防接種の接種率低くなるのかなと思ったら、逆に上がっていたんですね。認識を新たにしました。そうしたら、効果もそういういろんな要素が絡み合っているから正確なものは出しにくいと思いますので、今後とも健康、インフルエンザ等、大変コロナ禍の中、苦勞がありますけれども頑張ってください。以上で質問を終わります。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。（「なし」の声あり）よろしいですね。

以上をもって、保健福祉部所管についての質疑を終結いたします。

ここで執行部より発言を求められておりますので、これを許します。教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田教育委員会次長兼学校教育課長 学校教育課の川真田です。お時間をいただきありがとうございます。

すみません、先ほど、教育委員会の決算特別委員会の石原委員の御質問の中にあつた給食費の滞納額とあと未納者数について、すみません、資料について私のほうで見逃しておりまして、決算の資料の中にございまして、未納者数が115人、未納額が168万3,410円ということでございましたので訂正させていただきます。前年度よりやはりコロナの影響で50万ぐらい未納額増えていて、徴収率もコンマ3%ぐらい落ちているという状況が見られます。以上です。

○藤田委員長 よろしいですね。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後3時53分延会